

すべきやと云ふ疑問が必提出せられるであらう。これはむしろ當然の疑問である。しかしながら、たとひ八學年に於て生徒の多くが退學するとしても、そして事實上必さうであらうと思はるゝが、それにしても、相當の生徒は殘留するであらう。現にアメリカのジュニア、ハイ、スクールに於ては、八學年で退學するものが随分多い。しかしなほ多く三年の制度を取つて居て、むしろこれを以てジュニア、ハイ、スクールの正當の修業年限として居るのである。我々は我が日本の高等小學校をして民衆一般の中等教育機關たらしめんか爲に、一年でも長く、こゝに教育を受くるものゝ多からんことを希望してやまない。但し第三學年の教科課程は更に考慮して改善せらるべきは當然のことゝ信ずる。

第五節 上級學校との連絡

今日の我が高等小學校は事實上終局學校の觀がある。たゞ一部分中等學校に入

學するものと師範學校に進むものがある許りであつて、大體に於ては終局學校として見られて居る。果してこれでよいかどうか。或は上級學校との連絡の道をつけねばならない必要があるであらうか。前に引用したやうに樋口教授は高等小學校の終局學校説を主張して居られるが、又これに反して上級學校に連絡をつけて置かねばならぬことを主張して居る人々も多くある。即現今の二年終了の後、中等學校の三年と連絡し得べきやうに規定し置くことの如きその一例である。

これを諸國の例に徴するに、イギリスのセントラル、スクールは上級學校と連絡の道がない。これはまたこの學校が盛大にならぬ一つの原因だと言はれて居る。フランスのエコール、プリメル、シユールは別に他の學校との連絡の道は開かれて居ないが、その普通部の卒業生は主として師範學校に入學することになつて居る。この點から見ればフランスの高等小學校はその師範學校の豫備校たるの觀がある。近頃はリセーにも多少入學して居るものもあるようであるが、主と

して師範學校に入學するものが多い。その外は終局學校とされて居る。アメリカのジュニア、ハイ、スクールは勿論セニアー、ハイ、スクールに進入するものとなつて居るが、八學年で退學するりの、數が大分多いのは前に言つた通りである。我々は我が高等小學校が終局學校でありたい。そして教科課程なども終局學校として考慮して定められたいと思ふ。今日の課程は慥かにこの趣旨を以つて作られて居る。然るに又一方、何れの學校もみな國民の希望を無視することなく、兒童の望みを達せしむるよう編成せられなくてはならぬ。これがアメリカで所謂デモクラチックな教育方法である。若し國民の希望を無視するならば、たとひ義務教育的のものであつても、入學希望者が減少して來るのは當然のことである。前にも述べたように爲政者の意志を以て國民の志望を左右することは出來ない。たとひ高等小學校を義務教育として強制的に、是非こゝに入學せしめるとしても、卒業後何等かの方法によりて他の教育を受けるか、他の道に逃れ去ることを工夫し

て、却つて國家の爲に損失となるのは當然のことである。例へば農村の振興を必要として農業科を設け、農村の子弟には強いてこれを學ばしめても、若し農村生活が實際彼等の利益でなかつたならば、彼等は何とかして農村を逃れて都會に出づることを企てるに相違ない。これは教育上から言つても大きな損失である。學校の組織はつまり國民の希望を基として編成せられなければならない。然らざればそこに大きな損失がある。

我が高等小學校に實業科を必設せしめて皆これを學ばしめると云ふ趣旨は、立法者の意志は、何處までも我國民をして實際的ならしめようと云ふ好意から出て來て居るに相違ないが、しかし、實際に於て中等學校入學の準備をなすものも澤山事實上にあることである。又たとひ中等學校に行かなくとも、今一層深く普通科を修めたいと云ふ希望者がある以上、高等小學校に普通部を設くるか、或は實業科に對して普通教科を設けて、何れかを選択せしむるの方法を取るを以て上策

と信ずる。然るに改善せられた新令によれば、實業科は地方長官の許可を受けてこれを隨意科となすことが出来るようになって居る。これは何れにしても不利益な規定である。

我々としては高等小學校は終局學校たることを本體としたい。しかしながらたとひ一部分にせよ、こゝから中等學校に轉ずる兒童がある以上、これに適當な方法を考慮して置かなくてはならない。それには今述べたように實業科に對して、普通教科を選擇科となし、希望者をしてこれを選修せしむるようにしたい。猶師範學校に入學するものゝ爲にも、今日に於ては、この選擇科とした普通教科を一層深く修めしむることが必要であらう。又たとひ他の實業學校に進入するものといへども、試験準備の爲に普通教科を一層深く選修するを以て有利とするものもあるであらうし、何れにしても我々は實業科に對する普通教科の選擇教科を設けるを以て、他學校と聯絡上、必要であると信ずるものである。

高等小學校卒業後、中學校、高等女學校の第三學年に聯絡するの制度を設くる意見を有する人々が多いことも事實である。これは高等小學校を中學校として教育を施す上に於ては、その教育方法は中學校や高等女學校と異なる所はないこととなるが、その課程の内容に就ては著しく相違する所がある以上、この主張は實行上不可能なことである。例へば英語にしても、數學にしても、著しく高等小學校と中學高等女學校との間に相違ある以上、それは到底不可能なことである。若しそれに適するよう高等小學校を改造するに於ては、これは又高等小學校の特徴を失ふこととなるから、これまた不可能なことである。されば斯くの如き聯絡は我々の到底賛成することの出来ない所である。

これを要するに高等小學校と上級學校との聯絡については、従前のように當然聯絡あるものは師範學校のみとし、その他は各自の自由によりて他の學校に入學せんが爲に、普通教科を一層深く學修する機會を與ふることを以て適當と信ずる

高等小學校の本來の性質は終局學校たらしめるにある。

第六節 設 備

學校教育の成績を擧げんとするには、その設備がよほどまで關係して居る。特に實業科、理科、藝術教科の方面を十分に發達せしめようとするには、その設備が最も必要であらねばならぬ。何となれば、これらの教科は唯書籍によつてのみ學ぶべきものでなく、自ら實驗し勞作することによりて、自得しなければならぬからである。高等小學校に限らず何れの學校に於ても、教育は實驗、實習、勞作によりて學ぶべきは當然のことであるが、他の學校では動もすれば、上級學校入學試験の爲に、こんな風な眞の教育方法を取ることが出来ないのは、誠に惜むべきことである。然るに高等小學校は大體に於て、樋口氏の所謂終局學校であるから、そしてそんなことには頓着せず、眞の教育場として、眞の教育方法を取り得る學校であるから、我々は出来るだけこれらの設備を整へて教育の効果を十分に擧げ得るよう工夫しなくてはならない。然らざれば、折角の高等小學校改善も、その教育上に於ける優越せる地位も、亦國民教育として最も重要な地位の大部分を失ふようになつて、洵に遺憾の極である。前に引用した和歌山縣師範學校附屬小學校主事野八十八氏は「教育の世紀」誌上に於て、

一、高等小學校の改善は高等小學校の教育を尊重する人によつてのみ行はれる。而してそれが躍進的改善は法令の改善に安んぜざる人にして始めて可能である。

一、更に遺憾なき改善を期するには、教育を文化發達の唯一楔機と確信する多くの後援者が、喜び勇んで教育費を投ずると云ふ熾烈な背景を以て、始めて達成せられる。

と言つて居られるが、實にその通りである。高等小學校の改善が如何に有益で

あり、且必要であるかを感じ、これが爲に一生懸命になつて努力する人があり、又その意見を諒解し尊重して、これが爲に多くの教育費を投じて、惜まないと云ふ後援者がなくては、中々その目的を達成することは出来ない。それは教員の俸給費も今日よりズット増加することであらうが、設備の點に至つては、一時に多くの費用を要するから、そんなことではと尻込みするものが多いであらうと思はれる。が、しかし、前に述べたように、高等小學校の教育が如何に重要であるかと感ずるならば、我々は如何に努力しても、これを完備せしめなくてはならぬ。

勿論我々としても、今日の各種の學校に於て、折角多くの金を費して作つたその教育設備が十分に利用せられて居ないと云ふことは知つて知る。又たとひかほどまでの設備をしなくても、方法如何によりては、その教育上の目的を達成することが出来ることをも充分に知つて居る。我國のことは兎に角として、アメリカに於て、かのジュニアー、ハイ、スクールを設くる爲の一理由の中には、勿論そ

れは輕微な一理由ではあらうが、「現今ノ如き立派ナル中學校設備ハ、第九學年位ノ生徒ニハ必要ナリ。」(文部省調査「各國の高等小學校教育制度」)と言つて居る位である。アメリカのハイ、スクールの完備した所の設備と言つたら實に驚くべきものである。尤もそれもその筈と言つても宜しい點がある。それはアメリカでハイ、スクールと言へば、中學校も商業學校も工業學校をも包括した學校であるから、これら諸學校の設備を悉く含んで居るのは當然のことである。そこで我々がニューヨークとかシカゴなどの大都市の完備した學校を見れば、一驚を喫すると云ふ大設備になつて居る。これらの完備した設備は恐らく第九學年までの兒童達には不必要であらう。それに一方にはハイ、スクールの入學者は雜沓して來るので、むしろ九學年をジュニアー、ハイ、スクールに移して、そのあとに多くのセニアー、ハイ、スクールの生徒を收容しようと思ふ考である。實はジュニアー、ハイ、スクールの設置の一つの理由は學校増築問題の一解決策としても、考案せられたも

のである。此の點は我が高等小學校の改善についても、岡田文相はその訓令中に於て、

彼ノ相競ウテ中等學校ノ門ニ走リ、而モ半途ニシテ退學セザルヲ得ザルガ如キ者ヲシテ、初ヨリ安シテ高等小學校ニ來リ學バシメ、中等學校入學難ノ弊ヲ救済スルノ一助タラシムルコトヲ得ベシ。

とあるが如く、此の度の改善は中等學校の善用と言ふ意味を含んだ高等小學校改善である。この點はアメリカの事情とは多少異なる所があるにせよ、我が高等小學校の改善は同一の思想傾向から、一部分は企てられて居るのである。

話は少し横にそれたが、アメリカにせよ日本にせよ、中等學校の設備としてはある程度までは節約することが出来る。教授の方法によりては、多少不完全と思はれる位でも、却つて有效な結果を將來することも出来る。されどそれは要するにその程度と、教授方法との問題であつて、ある必要な設備だけは必なさねばならぬ

ことは疑もない所である。

高等小學校に要する設備については、普通の教室、運動場、教員室、控所室等、何れの學校にも設けられて居る地所建物については、別にこれを述べる必要はない。唯私のこゝに記述せんとする事柄は、特別の施設を要する事項のみである。然らば如何なる教科に特別の施設を要するかと言へば、先づ第一は實業科、第二は家事科、第三は理科、第四は圖畫手工科、第五は音樂科、第六は圖書室である。今これらの特別に施設を要すべきものについて大體を述べて見よう。

一、實業科 1、農業科 農業を課する學校にありては、随分種々の設備を要することは言ふまでもない。農業實習地はどうしてもなくてはならない。その面積は學習のやり方によりて一定することは出来ない。しかし實習地はそこから相當の収益を擧げ得るから、幾らか利益を受け得るも、決して損失にはならないであらう。

肥料置場と共に、農具場を要することも勿論である。堆肥舎も要するであらう。若し家畜を飼養するならば、厩舎、牛舎、鶏舎も設けなくてはならぬ。養蠶は必やなくてはなるまいから、それに関する施設はある程度までは必設備せられなければならぬ。たゞしこれの施設は比較的多額の経費を要しないで済む。

右の外、出来るならば、農業實驗室は特別に設備したいものである。これは理科の實驗室の如く、農業に関する各種の實驗を行はしむるもので、特に必要である。

2、工業科 工業科に必要な教室は、木工室と金工室とが主なるものであらう。若し彫塑を課するならば、彫塑室を要するであらう。製陶室も必要であるが、これは圖書教室と無論兼用しても差支はない。若し所によりては機械室をも要するであらう。大都市にはこの設備も必要とせられる

私はフランスの高等小學校に於てよくこの設備を見た。又英國のロンドンのセントラル、スクールに於てもこの設備をなして居る。

3、商業科 商業科は設備の上から見れば、高等小學校では、あまり多く特別の施設は要しない。大抵は普通教室で間に合ふ。たゞ完備せる學校にありては、商品其他諸帳簿用紙類の標本を陳列する爲に、他の標本類と共に一つの陳列室を要する。

歐米のようにタイプライティングを課するならば、その室を要するが、我國のタイプライターが果してそこまで役立つかどうか。但し女兒にはこれは必要ではないかと思はれる。都會の高等小學校では、女兒の爲にこれを設備することは寧ろ望ましいことである。

實業科の設備は以上の如く、大分多くを要するものであるが、多くの學校では農工商の三科目を併置して兒童の選擇に任せなくてはならぬかと思ふ。

これは後に論ずる所があるであらうが、フランスの高等小學校では、こんな學校をプラン、エキセルシースと言つて居る。若し兒童本位の學校とするならば、出来るだけこのプラン、エキセルシースの學校としなくてはならない。然る時はその設備は随分困難になる。

二、家事科 男兒の實業科に對して、女兒の家事科も頗る數々の設備を要する。本年（大正十五年）六月全國小學校女教員大會に、文部省から諮問案として提出せられた、「高等小學校に於ける家事教授の改善方法如何」と云ふに對して、同大會の決議した、答申案の中に、「設備の改善」と云ふ一項があつて、其の中に次ぎの諸項が擧げられて居る。

A 特別教室の設置

家事室附標木室

割烹室附食堂

洗濯室附乾燥室（東京市特別教室設備參考）

附園藝實習場の設置

B 教具標本の設備の充實をはかること

C 一般家庭に一步を先んじ生活改善の指針たり得る様つとむること

右の中、標本室は一般の標本室と兼用することが出来よう。又園藝實習場は、農業を課した學校に於ては、自然に得られること勿論である。

三、理科實驗室 理科の實驗室は廣い室が一つあればよろしい。それに標本室兼機械室位は是非必要である。若し學級數が多ければ實驗室は二つは必要である。準備室も亦欲しいものである。

四、圖畫手工 圖畫教室は手工教室と共に必要である。しかしながら工業を課する學校では、これは自然備へられることである。若し學級數が少くて且農業のみを課する學校では、尋常小學校のがあればこれを利用する外、特別に

設備することは恐らく不可能であらう。

五、唱歌科 唱歌の特別教室も出来るならば欲しいものである。若し小さな學校であつたならば、講堂兼用の室を備へるので満足せねばなるまい。

以上の各室の外講堂はせひ欲しいものである。高等小學校に於ては、正課時間の外、アメリカで所謂社會的活動と稱せられる諸種の活動を催すことが多いので、これを使用することも頗る多いだらうと思ふ。

圖書室は大きな高等小學校に於ては必要である。若し兒童の閱覽設備が出来て居れば一層便利である。

以上各室に備ふべき器物、標本、機械、器具の種類も、随分に多數に上るであらう。しかし一々これを舉示することは不必要のことであるから、そこまで本書に於て立入ることはしないが、とにかく、以上述べた所でも、高等小學校の設備は相當に大きくならなければならない。若し實業科三科を盡く設置するとすれば、

それは相當に多くの經費を要することになるであらう。尤もその建築の如きは都市はとにかくとして、その他にありては粗末なもので宜しい。私の考によれば、大都市の高等小學校は、商業科、工業科の二科で宜しいが、小都市及町立の高等小學校は農工商の三科を併置しなければなるまい。何となればこれ等の地方には、その兒童の希望がこの三者の何れにか存して居るものが多いと思はるゝからである。尤もそれらの中、農業に志すものは附近の農村の高等小學校に入學せしめ、農村の中から商工業志望のものは、小都市町立の高等小學校に入學せしむる等、交換的方法を取れば双方とも有益である。

因に、東京市學務局では委員を設けて特別教室の設備を調査した精密な圖面がある。これは實際その設備をなす上に良好な参考となるであらう。又アメリカの文部省から一二著名なジュニア、ハイ、スクールの特別教室の圖を公にしたものがある、これも参考資料として非常に有益である。

第五章 教科論

第一節 總論

前章教課程を論じた際各教科についてもチョイ／＼言及する所があつたが、それは勿論、たゞ觸れたと云ふに過ぎなかつた。今本章に於ては各教材の内容に立入つて深くこれを研究しなければならぬ。これまで教科論は十分に述べ盡されて居るので、本章の所論は、動もすれば無用の議論と見られるかも知れないが、それは決しれさうではない。以前の高等小學校と今後の高等小學校とは意義が全く相違して居る。この相違した意味を以てその各教科目を觀て見れば、こゝに多くの相違を發見するのは當然のことである。文部省に於ても多少この點

を認めて、ある教科の要旨とその内容とに変更を加へて居る。しかしながら、國民の大部分が受くる最後の仕上げとしての高等小學校、中等教育的の教育を施すべき高等小學校として、その各教科を見れば、大分その間に変更を加へなくてはならぬと思はれる。我々としては、文部省が、何故に、此の見地から見て、各教科目に改正を加へる所がなかつたかを不思議に思ふのである。折角高等小學校を改善した以上、こゝまでその手を延ばさなければ、その改善は決して徹底したものと云ふことは出来ない。

教科目の内容考察と共に、教科書にも又その考察が及ばなくてはならぬことは當然のことである。私は教科目の考察に際して、國定教科書に對しても、私の希望を披瀝して見たいと思ふ。

たゞ高等小學校の改善規定が發表せられた以來、今日まで、まだ各教科に關する教育者の意見の發表されたものが極めて少いので、私はそれらの意見を參考す

るの資を受くることが出来なかつたことを悲むのである。しかしフランスの高等小學校に關するプログラムや、アメリカのジュニア、ハイ、スクールの教科目等を参照して、私の意見を概説して見たいと思ふ。私は今後益々この教科論が盛に研究せられんことを希望してやまない。私の教科論の根本思想をなすものは、勿論今後の高等小學校教育の根本思想である。換言すれば青年前期の活氣横溢せる兒童に、國民的最後の普通教育を施すこと、従つてその内容は中等教育的で、しかも實際的でなくてはならぬと云ふ根本思想から出發して居るのである。

第二節 修身科及公民教授

修身科は今回の高等小學校改善について最も注意せられた一教科である。

今回ノ改正カ、高等小學校ノ教育ヲシテ實際生活ニ適切ナラシメメントニ

カメタルコト前述ノ如シト雖、高等小學校ハ固ヨリ普通教育ヲ施スコトヲ本義トスルモノニシテ、尋常小學校ニ於ケルヨリモ、一層進ミタル程度ニ於テ、道德教育及國民教育ニ力ヲ盡ス必要アリ。是ヲ以テ修身及國史ノ教授ニ最善ノ道ヲ講ジ、兒童ノ徳性ヲ涵養シ、國家觀念ヲ鞏固ナラシムルト同時ニ、公民的陶冶ニモ深ク意ヲ用ヒテ、立憲自治ノ精神ヲ體得セシメ、殊ニ普通選舉實施ノ際等ニ處スルノ道ヲ誤ラザラシムコトヲ期スベキナリ。

これは岡田文相の高等小學校改善の際に於ける訓令の一節で、特に修身國史に關する教授上の注意を述べたものであるが、更に改正せられた第五、六號表を見るに、修身の項の下にはたゞ「道德の要旨」とのみありて、右訓令の精神を實際に實現せしむべき何等の考案をも發見することが出来ない。又小學校令施行規則第二條も別に何等の變改を見ない。然らば右訓令の精神は唯實際教育の衝に當るものの心得として發せられたもので、それは全く教育者の手心に待つべきものであ

らねばならぬ。これは我々のむしろ歓迎する所であるが、しかし今の教科書を以てかの訓令の趣旨を貫徹することが出来るであらうかどうか、これは我々の頗る疑問とするところである。特に「公民的陶冶に力を用ひて立憲自治の精神を體得」せしむるのみならず、普通選舉の實施上にも有効ならしめんとするには、實地訓練の上から種々施設することが必要であることは言ふまでもないが、教科の内容もこれに適するよう改善しなければならない。著者はかゝる考から施行規則第二條の所謂教則大綱、並に教科書の内容を吟味して、著者のこれに關する意見を述べ、併せて教育の實際に當つて希望すべき諸點を開陳したいと思ふ。

教則第二條には

修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ、兒童ノ徳性ヲ涵養シ、道德ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス。

尋常小學校ニ於テハ、初ハ孝悌、親愛、勤儉、恭敬、信實、義勇等ニ就キ

實踐ニ適切ナル近易ノ事項ヲ授ケ、漸ク進ミテハ國家及社會ニ對スル責務ノ一斑ニ及ボシ、以テ品位ヲ高メ、志操ヲ固クシ、且進取ノ氣象ヲ長ジ、公德ヲ尙ハシメ、忠君愛國ノ志氣ヲ養ハントヲ務ムベシ。

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ、一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメンコトヲ務ムベシ。

女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハントニ注意スベシ。

修身ヲ授クルニハ嘉言善行及諺辭等ニ基キテ勸戒シ、常ニ之ヲ服膺セシメンコトヲ務ムベシ。

とある。なほこれと比較せんが爲、中學校並に高等女學校の教則を適記しよう
中學校令施行規則第二條

修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ、道德上ノ思想及情操ヲ養成シ、中等以上ノ社會ニ於ケル男子ニ必要ナル品格ヲ具ヘシメンコトヲ期シ、實踐躬

行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス。

修身ハ道德ノ要領ヲ授ケ、國家社會及家族ニ對スル責務、並人格修養ニ關シ必要ナル事項ヲ知ラシメ、特ニ我國道德ノ特質ヲ悟ラシムヘシ

高等女學校令施行規則第二條

修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ、道德上ノ思想及情操ヲ養成シ、中等以上ノ社會ニ於ケル女子ニ必要ナル品格ヲ具ヘシメンコトヲ期シ、實踐躬行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス。

修身ハ初ハ嘉言善行等ニ徴シ、又生徒日常ノ行狀ニ因ミテ道德ノ要領ヲ教示シ、又作法ヲ授ケ、進ミテハ稍秩序ヲ整ヘテ自己、家族、社會及國家ニ對スル責務ヲ知ラシムベシ。

以上三學校の教則こついで檢するに、要旨に於ては皆大なる差異を認めない。

唯中學校女學校に於ては、「道德上の思想及情操」とありて、單に「徳性」と云ふ文

字に對して特に思想と云ふ文字が目につくが、それが徳性と如何なる關係にあるか、こゝに一考を費さなければならぬ。徳性と言へば自然の性情に關するもので思想と言ふ時は性情にも關係を有することは勿論であるが、元來はこれと離れた外來の知識に屬するものである。情操はこれと異にして自然の性情に屬するもので、むしろ徳性と云ふものに近い。しかしながら、この區別を詳論することは避け本書の如き性質のものに於ては、極めて不適當であるから、私はこれを避けるが、要は小學校にありては環境自然の化育を重んじ、中學高等女學校にありては思想の上からも、陶冶の功を全くせんとする點が、重大な相違であると思はれる。これは誠に當然のことである。だゞ中學高等女學校ともに「中等以上ノ社會ニ於ケル」云々とあるは全く不要の文字であると考へる。否今日の時世に照らしてはむしろ弊害ある文字であるが、それは別論に屬するを以て今こゝにこれを論じない。

教材の範圍並に教授の目的に關しては、小學校にありては主として個人の道德

を主とし、「漸ク進ミテハ國家及社會ニ對スル責務ノ一斑ニ及ボス」のであるが、中學校に於ては、「國家社會及家族ニ對スル責務」を初めに置き、高等女學校にありては、初めは小學校と殆ど同様の教材から、「進ミテハ稍秩序ヲ整ヘテ自己、家族、社會及國家ニ對スル責務」を知らしむべきことになつて居て、小學校と中學校との間に位置させてある。そしてその方法についても、小學校にありては主として嘉言善行によりて自然の徳性の涵養につとめ、中學校にありては理論的に知識思想の上から徳育を施さんと試みつゝある。そして高等女學校はその中間を歩ませようとして居ることが、明かに法令の文章の上から見て想見せられる。中學校と高等女學校とがかくの如き區別をなされるのが適當であるかどうか、又その教育の方法が、等しく言説の末に走つて居ることが、果して修身論の目的を達する上に十分の効果を擧ぐる事が出来るかどうかと云ふような議論は、こゝにこれを論ずることを避けねばならぬとして、すべてを省略に附することにする。が、

中等兩學校の初半分と年齢を同くする高等小學校の修身科の教材及方法を、唯「高等小學校ニ於テハ前項ノ趣旨ヲ擴メテ、一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメンコトヲ務ムベシ」と、簡単に片付けて仕舞ふことが果して適當であらうか。

「公民的陶冶ニ深ク意ヲ用ヒ」る爲には、何等かこゝに特別に施設する所がなくてはならぬではあるまいか。私はこゝに於てジュニア、ハイ、スクール並にフランスの高等小學校のこれに關する思想と規定とを一覽しよう。

アメリカの學校には修身科と云ふ科目を含んで居ないことは讀者の既に知られて居る通りである。クルス氏の「ザ、ジュニア、ハイ、スクール」中には社會的科學として地理歴史及公民科の三科を次ぎの如く排列し、その前言葉としてかう述べて居る。

教育に於ける終局目的を達する上からも、亦ジュニア、ハイ、スクールの特別職能を達する上からも、社會的教科の課程として採用せらるべく考へ

られるものは次の如き内容を含むものであらう。

七 學 年

地 理(全 學 年)

八 學 年

アメリカ史(半學年)

職業的公民科(半學年)

九 學 年

アメリカ史(半學年)

社會的公民科(半學年)

アメリカ史と公民科とを半年づゝに配當したと云ふことについては、クース氏は第八學年には多くの兒童が在學して居る時であるから、公民科の中の最も必要な職業的公民科を課したのだと言つて居る。そして半年づゝ一週五時間でこれを

終る方がよいか、或は毎時間相互交替して隔時的にこれを課して、一ヶ年で終る方が有利であるかは、教育的科學の研究に待つと述べて居る。我國であつたならば、當然三時間と二時間に分つて、通年制に二科を課することは疑のない所である。その利害得失は容易に知ることは出来ないが、日本に於ては、ある科目を一時間位の時間を配當して居るのはよく見る所であるが、これではその教科に對する趣味が起らないで、後來自ら進んでこれを研究せんとする勇氣が出ないことは慥かにその缺點である。これは本論に關係はないが、この序に附記して、ある程度まではなるべく一教科目に對する時間を多くすることの有益なことを一言して置く。

さて職業的公民科と云ふのは如何なる内容を有するかと言へば、それは屢々「ライフ、キャリア」と呼稱せられるもので、生活指導科とも名けらるべきものであらう。それは世界的職業の概論、社會的事業としてのその價值の上から見た特別な職業の數の研究、分配に要する個人的性質、必要な準備、報酬、働くべき時期、勞働

者の狀況等に關するものである。

社會的公民科に屬するものは、社會的保健、生命財産の保護、慰安、教育、公共の美觀、富、交通、運輸、移民、慈善、矯正等の諸項目を包含して居る。これは「中等教育改造委員會特別委員」の指示した事項であると云ふことである。

フランスの高等小學校に於ては、修身と公民科とが別々になつて居るのみならず、又別に政治的經濟、並に日用法制の大意をも授くることになつて居る。尤も公民科の教授は實際に於ては、日用法制大意と合併して授けること、なつて居り、時間も二年三年各一時間を課するに過ぎない。女兒に於ては、公民科と日用法制とは初めから併合せられ、政治的經濟大意は省略することになつて居る。

フランスの修身科教則は頗る詳密なもので、目的から始めて、教授のはたらき、並に修養の方法、教授の要目等に及んで居る。先づ修身科の目的としては、

追及すべき目的は社會生活の準備をなさしめんが爲に、適切な道德的傾向

の全體を創造し、或はこれを修養せしむるにある。

と述べ、用ゐるべき活動の種類は三種あるとして、

1、心情の活動、彼等の中に既にその第一歩の發達をなして居る所の道德的情操を誘發することによりてなされる。

2、明知の上の活動、道德的命令の眞理を説明し、又はこれを實際に示すことによりてなされる。

3、意志の上の活動、固有なる經驗並に個人的性格の範圍にありて、道德的生活の實行によりてなされ、又善良なる習慣の構成ともなる。

以上の三種類の活動は有効な道德教育を達成せしめんが爲に、各々それに相當する生徒の修業を要すとなし、その各個の目標の善を愛せしむること、善を知らしむること、善を欲せしむることの三種とし、その修業を左の三類として居る。そしてこれに對して各々その方法注意を詳記して居る。

1、道徳的情操を發達せしむるに適當なる修業
2、道徳の基礎觀念が精神内に突入するに適せる修業
3、良心を明かにし性格を形成するに適した修業
そして教授すべき要目は大別して二つとすることが出来る。その一は道徳的
理に關すること、その二は道徳的生活である。今その大綱を學年別に記載すれば
次ぎの通りである。

第一學年

第一、良心、義務の内的情操、自己に對する各個人の力

第二、社會並に社會の命する義務

第二學年

第一、人類生活とその義務、社會に於ける人、家庭に於ける人、民族並に

祖國に對する人

第三學年

第二、道徳の原理再説、並にその必要なる應用

更に公民的陶冶に關する方面について略説すれば

第二學年

公權

1、フランス市民として個人的權利

2、主權及普通選舉

3、行政組織

4、司法組織

5、租稅

6、兵役

私權

1、人

2、財産

第三學年私權のつきま

3、契約及債務

4、相談贈遺、並に寄附

5、人は如何にしてその権利を保護すべきか

政治的經濟大意

以上米佛兩國の教授内容を見、これを我國の高等小學校のそれと比較して見れば第一、我が高等小學校の修身科の内容がよほど貧弱であることが感ぜられる。施行規則には單に尋常小學校で課すべき事柄の「旨趣ヲ擴メテ一層陶冶の功を堅實ナラシメンコトヲ務ムベシ」とあるのみで、別に何等の内容を指示して居ない。これを國定の修身教科書について見れば、この規定に従つて尋常小學校の教科書を

を少し詳細に、多少六かしく記述し、第二學年には教育勅語の解釋を詳細に一ヶ年間に涉つて記述してある。これは果して適當であらうか。一體、我が國の修身科は年々殆ど同じ事を繰り返りかへして八ヶ年に及んで居る。教員も兒童も實はこれに飽きて居ることをよく聞かされて居る。法規の命する所であるから教員も兒童も年々歳々同じようなことを繰り返りがへして教授し、又教授を受けて居るが、これに對する興味は起らないで、却つてこれを忌避するようになる。これは修身科を尊重する所以でなく、却つてこれを冒瀆するものではあるまいか。そして與へらるべき知識は與へられずに困つて居るではないか。ある觀念を心中に深刻に打ち込むには、反復することは必要であるが、又他の方面からこれを授け、そしてそれを統合することも同じく非常に有効である。思想の深化はこの兩方面の方法を用ふねばならぬ。この考から我が高等小學校の修身科教授内容を願ふ時は、極めて不經濟な、不徹底な、教授内容と言はねばならぬ。況んや高等

小學校の改善に際し、文相の發した訓令中にある、「公民的陶冶ニモ深ク意ヲ用ヒテ、立憲自治ノ精神ヲ體得セシメ、殊ニ普通選舉實施ノ際等ニ處スルノ道ヲ誤ラサラシムコトヲ期ス」ることが出來ようか。

フランスの高等小學校の修身科は公民科とともに、我が高等小學校にはあまりに理論的に、又多少その程度が高きに失して居ると思はれる。特に政治的經濟學に至るまでこれを授くることは十分に考へなければならぬと思はれる。現にク羅斯氏も經濟學や社會學の原理をジュニア、ハイ、スクールに授くることは望ましいことではあるが、これを特別の科目として授くることは不可能なことで、又むしろ望ましからぬことであると言つて居る、されど日用法制の大要を授けると共に、道徳上からこれが説明を試るは非常に必要なことである、この點については私はフランスの規定のように、法制そのものを説明するよりも、アメリカの「中等教育改造委員會特別委員」の推薦した（前記）項目を主とし、これに法制の規定を附加して説明を加へた方が宜しいと思ふ。そして道徳と法律との關係を強調することは最も大切なこと、信ずる。

更に高等小學校改善の根本觀念たる青年初期の濼淵たる進取的精神に對して適當な興味を與へんたが爲には、高等小學校の修身科の内容を左の如く排列するを以て適當と認める。

第一學年 教育勅語の解釋を基礎とした個人並に社會國家に對する道徳の實踐論、（現今の高等小學校第二學年用修身教科書）

第二學年 共存共榮を基礎とした公私の權利義務に關し、我國法制の大要及び國際法の概説、並にそれらについて道徳的説明。

第三學年、道徳の原理、主として徳論、良心、誠實、勤勉、勇氣、忍耐、自重、廉耻、節制、敬愛、從順、信義、恭儉、禮節、同情、寬恕、謝恩等

クース氏の擧げた職業的公民科はこの年頃の兒童には頗る重要な教科ではあるが、これを修身科で授ることが至當であるかどうか。職業に關する道德はある程度まで説明せられるが、あらゆる職業の實際を説明して、以て職業選擇の指導となすに至るまで、これを修身科に於て授けることは到底不可能であらうし、又その當を得たものでもあるまいと思ふ。これは實業科を授くる際に於て、先づその總論として授くるを以て至當とする。

第三節 國語科

國語科は小學校の教科中、最も重要な科目であることは言ふまでもない。我々は先づ類似せる諸學校の教授要旨及内容に關する規定を檢して見よう。小學校令施行規則第三條には、

國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ、正確ニ思想ヲ表彰ス

ルノ能ヲ養ヒ兼テ知徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス。

中略

高等小學校ニ於テハ稍々進ミタル程度ニ於テ、日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムベシ。

中略

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範トナリ、且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ、其ノ材料ハ修身、歴史、地理、理科、其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り、趣味ニ富ムモノタルベシ。

女兒ノ學級ニ用キル讀本ニハ、特ニ家事上ノ事項ヲ交フベシ。

文章ノ綴リ方ハ、讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項、兒童ノ日常見聞セル事項、及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ、其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス。

書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ、尋常小學校ニ於テハ、楷書行書ノ二種トシ、高等小學校ニ於テハ尙草書ヲ加フ。

國語ヲ授クル際ニハ、語句文章ヲ明瞭ニシ、且其ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムベシ。

下略

これと比較せんが爲に、中學校令施行規則第三條を引用して見よう。

國語及漢文ハ普通ノ言語文章ヲ了解シ、正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ、文學上ノ趣味ヲ養ヒ、兼テ知徳ノ啓發ニ資スルヲ以テ要旨トス。

國語及漢文ハ現時ノ國文ヲ主トシテ講讀セシメ、進ミテハ近古ノ國文ニ及ホシ、又平易ナル漢文ヲ講讀セシメ、簡易ニシテ實用ニ適スル國文ヲ作ラシメ、國語文法ノ大要及習字ヲ授クベシ。

とある。猶高等女學校のこれに關する規定を一見しよう。

高等女學校令施行規則第三條に、

國語ハ普通ノ言語、文章ヲ了解シ、正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ、文學上ノ趣味ヲ養ヒ、兼テ知徳ノ啓發ニ資スルヲ以テ要旨トス。

國語ハ現時ノ文章ヲ主トシテ講讀セシメ、進ミテハ近古ノ文章ニ及ボシ、又實用簡易ナル文ヲ作ラシメ、文法ノ大要及習字ヲ授クベシ。

とある。今この三種の規定を比較するに、高等小學校になくて中學校高等女學校に共通に存在して居るものが二つある。一つは「文學上ノ趣味ヲ養ヒ」と云ふ字句と一つは「文法ノ大要……ヲ授クベシ」とあるこの二つである。

アメリカのジュニア、ハイ、スクールの英語科（國語）に於ける全國聯合委員會の報告は、文學と綴り方とに同等の價値を置いて居る。文學の「主要な目的は各個人の品性の現在、並に將來の發達に資せんが爲又、閑暇ある時に良書をその好伴侶となすの習慣を得しめんが爲に、出来るだけ高尚な書籍を熱心に、且つ

價值ある書を讀ましめんが爲に、青年初期の發達しつゝある感受性に訴へんとするのである」と言つて居るように、彼等の熱烈な知識、文學の愛好心に訴へて我國文學の一端を味はしめ、後來書籍愛讀の習慣を此の時期に養成して置くことは非常に必要である。高尚なる國民文學は國民思想を養成し、人格の涵養には最も適當であらねばならぬ。

フランスの高等小學校のフランス語科のプログラムの中には、第一講讀及誦讀第二、文法正字法分解、並に單語と云ふことになつて居り、第三は綴方である。そして第一の講讀及誦讀については、

この名目の下には二種の練習を包含して居る。一つは短かい文章について細かい説明を加へるもので、その目的とする所は、第一には生徒の讀んだ所の文章について精確な意味を了解し、その句調を構成せしむるにある。第二には、その材料としては一層複雑な文章或は創作物全部として、これを生徒に

讀ましめ以て讀書の趣味を興へんとすることを主とするものである。

第一、教科書解説、高低、發想ある讀方

第二、大部な教科書で、その一部分は學級内で讀み、他は自習時間若くは家庭で讀む。それには自由に讀むか或は教員の指示によりて讀むか。それも自由である。

なほフランスでは材料選擇の標準を次ぎのように示して居る。

次ぎに示せる諸項は極めて一般的な指示に過ぎないものである。その選擇は全然教授の考に一任する。要は擔任せる生徒に適するものを選ぶべきである。

- 1 十七世紀、十八世紀、十九世紀の主なる散文家の作品、若くは作品の一部より選ぶこと。
- 2 フランスの大詩人の詩中から選んだ作品。
- 3 十七世紀、十八世紀、十九世紀のフランス劇作家の戯曲の一部。

- 4 十七世紀の社會に關した讀物、特に備忘録、並に通信から拔萃したもの。
- 5 十九世紀に關する讀物、通信、歴史的備忘録、旅行記、探險紀、科學的創作の拔萃。

6 外國文學中のある名作の讀物。
等が擧げられて居る。

これの記述を心中に有つて我が高等小學校の國語讀本と比較して見ると、我が讀本の内容の貧弱なことは誠に驚くべきものである。私は決して我が讀本が悪いとは言はぬ。讀本の文章と云ひ、その中にある事實といひ、洵に立派で有益である。しかしながら兒童に讀書趣味を與へること、特に高尚な讀書趣味を與へると云ふことが、今の我が國語讀本で可能であらうかどうか。これは深く考へて見なければならぬことではあるまいか。彼のアメリカの全國聯合委員會の報告に言つてあるように、青年初期の盛んな發達をなすつゝある感受性を満足するに足るべきも

のが、我が國語讀本の中に發見せられるであらうか。

或人は言ふであらう。それはそうかも知れない。しかしながら、國語に配當せられて居る時間から言へば、以前は八時間であつたが、改定規則ではそれが六時間に減せられて居る。以前でさへも決して時間が餘ると云ふことはなかつた。まして六時間となつては、到底多くの教材を讀ませると云ふことは六かしいと。それもさうであらう。しかしフランスは國語に費す時間が矢張り五時間となつて居る。アメリカのジュニア、ハイ、スクールに於ても、コース氏は「ジュニア、ハイ、スクールの三年間を通じてこの科目の爲に毎週五時間以上を要求する必要はないと思はれる」と言つて居る。勿論日本の文字と西洋の文字とは違ふ。漢字を學習するには餘程多くの時間を要することは事實である。されど米佛に於ても綴字には多少の時間をかけて練習しなければならぬ。我國ではそれよりも一時間毎週これが練習に多くの時間を費せば十分であらう。

特に近頃の傾向は漢字をなるべく多く使用せぬことにして居る。分らない文字があればなるべく假名を用ゐるようになせたいものである。唯約二千字だけは是非覺へさせなくてはならぬ。それだけならばそんなに骨は折れない。一體從來の國語教授法はあまりに精讀に過ぎて居たと自分は考へて居る。精讀と共に多讀と云ふこともそれに劣らぬほど必要である。多讀しなければ國語の讀解力は決してつかない。アメリカでもこの傾向があると見て、クース氏はこう言つて居る。

ジュニア、ハイ、スクールの英語科に於ては、教材に於ても、方法に於ても、あまりに多く傳統的のそれと相一致することによりて、我々を失望せしめつゝある。例へば通常の高學年の要求と同じく、文學の内容を急速に讀解すると云ふよりも、むしろ立派に口頭で復誦することを目的とした讀方教授で、毎週五時間を費し、更に形式的文典で五時間、更に約三十時の綴字時間を費して居る。口頭又は記述した作文は七、八學年では殆ど承認せられて居

ない位である。

と憤慨して居る。讀み方については我國に於てもたしかにこれと同一の弊に陥つて居る。私はこの點に於てはフランスの國語教授の方法、従つて讀本の編纂方は頗る當を得たものと思ふ。高等小學校の國語讀本は大にその材料を豊富にしなければならぬ。そして現代作家中の作品をその儘引用し、且その作家の略傳等をも附し、主なる創作をも説明し、困難な字句には假名もつけ、解釋をも與へて置くようにしたい。そして一作品と類似した他の三四の作品を採擇して自由閱讀に任せ又教授時間に於ても精讀の時間と、一讀大意捕捉の時間を設け、數頁位は一氣に讀んでその意味を了解したかどうかを檢し、その後で字句については唯質問を許す位で、ドシゝゝ進んで行くような教授の方法をも取りたいものである、この目的に適するよう我國語讀本の改訂をも希望する。傳統的な讀本は傳統的な教育には適するが、所謂改善せられた高等小學校の讀本としては甚不適當である。

國語讀本について此の序に私は一言したい、即ち讀本の材料に關しての意見である。前に小學校令施行規則第三條の大部分を引用して置いたが、その中に、「其ノ材料ハ修身、歴史、地理、理科、其ノ他生活ニ必須ナル事項」に取り云々とあるが、私はこれは決して不可なることではないけれども、これが爲に、その採擇する作品を左右せられることのないことを希望する。つまり私としては、編纂者の筆になるものよりも、有數の作家の作品を選擇したい。これらの作家の作品は必しも何科々と限られたものではないから、それらの教科に左右せられないで、適當な作品を得ることに苦心せられたい。その結果としては施行規則の要求するものと同じような材料が得られることと思ふから、強いてこれを論ずる必要はないと思ふが、私はむしろ作家の作品を選擇することに注意して貰ひたいと希望する。編纂者の文も時には可なれども、作家と共にその作家に猶多く立派な作品のあることを知らせて、これらを讀まんとする熱心な希望を起さしめることは、最も必

要なことと思ふ。今日の高等小學校の國語讀本は、編纂者が施行規則の趣旨に合するよう、各種の教科に適するような文章を作成したものと考へられる。他の作家の作品を選擇したものは極めて少い。私はこの編纂方法を改めて、矢張り「文學の趣味を助長する」と云ふ中等學校の要旨の一部分をも、高等小學校の國語科にも加へて欲しい。

が、今日の國語讀本の缺點を補ふ爲には、補助の讀物を用ゐる外はないであらうつまりその目的とする所は文學上の材料を以て、兒童の青年初期の感受性を満足せしめ、これによりて、讀書好愛の傾向を起さしめんとするにあるので、これに相當した書籍を選定し置き、始終彼等をして自由にこれを讀むの機會を得しむるよう計劃すべきである。それは圖書室を備へて、各種の讀み物を用意し置き、時々これを兒童に説明して聞かせることである。これは國語讀本が我々の希望の通りに改纂せられた後でも同様必要な設備である。新聞雜誌等も讀ませる方法を取

ることも必要である。

最後に述べべきことは文法のことである。從來我國の小學校にありては、文法の知識は少しも與へないことになつて居る。これに反して歐米諸國では、幼少の時から文法上の知識を與へて居る。現にモンテッソーリ女史の小學校教具の中には、文典籍と云ふものがあつて、子供達に自ら文法を學ばしむる仕組になつて居る。私は尋常小學校では文法を學ばしむる必要はないと考へて居るが、高等小學校に於ても又さうだとは考へない。若し高等小學校に於てもこれを授けることが不必要であるとするれば、國民の大多數には文法なるものを全く知らずに過さしむると云ふことになる。それは果して適當かどうか、我々は大に疑問としなければならぬ。一通りの文法は十二三歳の兒童には十分これを了解せしむることが出来る。その程度の問題のみである。唯疑問とさるべきことは、國語科に於てこれを授くることが有益であるかどうかと云ふことのみである。自己の國語が一定の法則により

て支配せられて居ると云ふことを知らない國民は果して國民として許すべきことであらうか。言語文章を練磨する上に於て、この法則は何の役にも立たないであらうか。國民は少しも文法のことを知らないで、他日の常識に何等の缺陷をも感じないであらうか、そして徒らに從來の傳統的な國文講讀に多くの時間を費さるゝが爲に、國語に對する子供達の憧憬心が何等刺戟せられる所なく過さるゝと云ふことが、果して喜ぶべきことであらうか。これらの事柄を考へて見ると、もう高等小學校にありては、文法の初歩の知識を授けて置く方が適當ではないかと思ふ。それは二學年の後半期毎週一時間づゝの時間を費すのみで十分であると思ふ。

以上私は高等小學校改善の骨子たる教育を實際化せしむることゝ、中等學校の性質を帶はしむることゝ、更にその根底をなす青年初期の兒童の心情に適當せる教育をと云ふ見地から、高等小學校の國語科を文學化し、且つ一方文典の初歩を加ふることの必要なことを主張するものである。これと同時に從來の高等

小學校の國語教授の方法を更に改更すべきことを主張するものである。

第四節 國史科

日本歴史と云ふ名稱を改定規則には國史と改め、且つその教則を多少變改して、「高等小學校校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ稍詳ニ我國發達ノ蹟ヲ知ラシムベシ」とあるを「…前項ノ旨趣ヲ擴メ、特ニ近世史ニ重キヲ置キテ之ヲ授ケ、我國發達ノ蹟ヲ知ラシムベシ」となした點は、本科教授上に於ける改更の最も大なるものである。高等小學校の教則については改正せられたのは歴史科と算術科との二科のみである。如何に文部省が歴史科に重きを置いて居るかを分ることが分る。特に國史を以て修身科と共に「兒童ノ徳性ヲ涵養シ國家觀念ヲ鞏固ナラシムルト同時ニ、公民的陶冶ニモ深ク意ヲ用ヒテ、立憲自治ノ精神ヲ體得セシメ」んとする最も重要な教科として、特にその名稱並に教則の内容をも變更したものと考へられ

るのである。例によりて各種の教則を比較すれば左の通りである。

小學校令施行規則第五條

國史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ、兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス。尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇、文化ノ由來、外國トノ關係ノ大要ヲ授ケ、以テ國初ヨリ現代ニ至ルマデノ事歴ヲ知ラシムベシ。高等小學校ニ於テハ、前項ノ旨趣ヲ擴メ、特ニ近世史ニ重キヲ置キテ之ヲ授ケ、我國發達ノ蹟ヲ知ラシムベシ。(下略)

中學校令施行規則第五條

歴史ハ歷史上重要ナル事蹟ヲ知ラシメ、社會ノ變遷、邦國盛衰ノ由ル所ヲ理會セシメ、特ニ我國ノ發達ヲ詳ニシテ國體ノ特異ナル所以ヲ明ニシ、兼テ國民性格ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス。

歴史ハ日本歴史及外國歴史トシ、日本歴史ニ於テハ國初ヨリ現時ニ至ルノ重要ナル事歴ヲ授ケ、外國歴史ニ於テハ、世界大勢ノ變遷ニ關スル事蹟ヲ主トシ、著名ナル諸國ノ興亡、人文ノ發達及我國文化ニ關係アル事蹟ノ大要ヲ知ラシムベシ。

高等女學校令施行規則第五條

歴史ハ歴史上重要ナル事蹟ヲ知ラシメ、社會ノ變遷、文化ノ由來ヲ理會セシメ、特ニ我國ノ發達ヲ詳ニシ、國體ノ特異ナル所以ヲ明ニスルヲ以テ要旨トス。

歴史ハ我國ノ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ重要ナル事歴ヲ授ケ、兼テ外國歴史ノ大要ヲ授クベシ。

以上三個の教則を比較するに、中學校の教則はむしろ低きに失するか如きも、特に高等小學校の教則の低きに失することは最も著しいことである。教授時數に

ついて言へば、高等小學校は毎週二時間つゝでこれを地理科と合する時は四時間つゝ、若し三學年の高等小學校とすれば合計十二時間、四ヶ年の高等女學校では地歴を合せて一、二學年三時間つゝ、四學年兩科、合せて二時間つゝ、合計十時間しかないのである。二學年の高等小學校としても地歴併せて八時間となつて居る。それに唯小學校であると云ふので、尋常小學校の教則の要目を「その旨趣を擴めて近世史に重きを置いて授ける」位でその外は何等尋常小學校と異なる所なく、三學年の高等小學校の三學年に於ては、唯「國史の補習」とのみ規定してあるのは、餘りに高等小學校の兒童を蔑視したものと云はなくてはならぬ。高等小學校の兒童は既に青年初期にありて、進取的の氣象鬱勃として禁する能はざるものがある。されば唯、尋常小學校よりも稍々その程度を高くする位では、徒らに惰氣を生せしめ、進取の氣象を挫折せしむるに過ぎないのである。これはよほど考へなくてはならぬことではあるまいか。

小學校の教育は國民としての志操を養成することが最も大切であることは勿論であるが、それは單に自國の事歴を知ることのみを以て、この志操養成の唯一手段となすことは出来ない。これを外國の事情と比較して後、始めて自國の長所を知ることか出来る。恰も外國に行つて一層我が國の優秀なことを知ることか出来ると同様である。しかのみならず、外國の事歴をある程度迄知らなければ、我が國の事歴を本當に知ることか出来ない。例へば近世の我が國の進歩を知る爲には、歐米の事歴を知らなければ本當に了解することか出来ない。少くともその必要な時期に於て、必要な外國の事歴を授くるようにしなければならぬ。そして第三學年にては、世界の大勢について歴史的にこれを授けることが必要である。それは必しも教則を改訂するまでもなく、今日のまゝでも出来ないことはないが、本當を言へば、その要旨を改めて、高等小學校は尋常小學校と別にこれを定むるがよい。こゝに高等小學校改善の使命が全くせられる。

以上の如き考を基礎として高等小學校國史を觀るに、今回の名稱の改正は決して當を得たものではない。尋常小學校にありては國史と呼ぶも可なれども、高等小學校に於てはむしろ中學校高等女學校に於けると同様、これを歴史と稱するを可なりとする。

以上の意見は單に著者一己の考のみではない。大正十一年六月十日より三日間帝國教育會に於て開催した全國小學校教員會議の決議、並に同十三年全國師範學教員附屬小學校主事會議の決議は實に次ぎのようになつて居る。

第九回全國小學校教員會議第一號議案「小學校令及同施行規則に關し改正の條項如何」と云ふ問題に關する決議第三項ロには

小學校の教科目は更に精密なる研究をなして決定することとするが、日本歴史は單に歴史と改むることとする。

大正十三年六月二十八日第三回全國師範學校主事會第一號議案「義務教育年限

延長について小學校の教科課程を如何にしたらよいでせうか」と云ふ問ひに對する決議中、小學校教科並に教授時數表中、第七學年歴史の項には時間數に二を配しその上に外國史大要となり、第八學年には同時間數に二を配しこれに日本近世及現代とある。

これによれば全國師範學校附屬小學校主事の多數の意見は、第七學年に外國歴史の概要を授けることとなつて居るのである。

翻て教則に示された所を具體化したものである所の、我が國定教科書高等小學校國史を觀るに、單に外國の事蹟を缺いて居るのみでなく、種々の點に於て高等小學校兒童の盛んな好奇心に投合して居ない。例へば漢學にしても、佛敎にしても、今少しく詳細に面白くこれを記述して、兒童をして自ら進みてこれを知らんとする氣分を起さしめなくてはならぬ。支那のことにしても同様である。特に法隆寺に關してはモット／＼詳しくその卓越せる藝術上の大體を記述することは、兒童

をして我が國民の如何に優秀な民族であるかを知らしむる上に於ても、非常に有効である。又古事記とか日本書紀とかの貴重な書籍についても、今少しくこれを詳記し、そか如何に我が國に取りて貴い記録であるかを知らしめなければならぬ。人物にしても、唯單にその姓名を擧ぐるのみに止まらず、ある程度まで詳細な記述を加ふべきである。挿畫の如きも猶その數を多くし、且その説明を加へ、その出所をも附記すべきである。要するに高等小學校の歴史は今少しく詳細に事實を記し、これに説明を加へ、若しくはこれを論評して、兒童をして進んでこれを研究せんとする希望を懷かしめることが最も必要である。そしてその事實も尋常小學校に現はれたものと異にして、新鮮なものでなくてはならない。高等小學校の教育が單に尋常小學校の延長と見るのは最も不可なることであつて、高等小學校の學育を無効にするのは、一つにかくの如き考から來るのである。

第五節 地理科

我々は地理科に於て始めて眞の高等小學校の教則を見出したのである。青年初期の發達たる求知心、活動力に適せる教則を我々は始めて地理科に於て發見することが出來た。小學校令施行規則第六條は左の如く語つて居る。

小學校令施行規則第六條

地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ状態ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ、又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ、兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス。

尋常小學校ニ於テハ、本邦ノ地勢、氣候、區劃、都會、産物、交通等並ニ地球ノ形狀、運動等ノ大要ヲ理會セシメ、且滿州地理ノ大要ヲ授ケ、兼テ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ニ關スル簡單ナル知識ヲ得シムベシ。

高等小學校ニ於テハ、各大陸ノ地勢、氣候、區劃、交通等ノ概略ヨリ進ミテ、本

邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ノ大要、及本邦ノ政治的經濟上ノ状態、並ニ外國ニ對スル地位等ノ大要ヲ知ラシメ、又地文ノ一斑ヲ授クベシ。下略これを中學校及高等女學校の教則と比較しよう。

中學校令施行規則第六條

地理ハ地球ノ形狀、運動並ニ地球表面人類生活ノ状態ヲ理會セシメ、我國及諸外國ノ國勢ヲ知ラシムルヲ以テ要旨トス。

地理ハ日本地理並ニ我國ト重要ノ關係アル諸外國ノ地理ノ大要ヲ知ラシメ、又地文ノ一斑ヲ授クベシ。

高等女學校令施行規則第六條は全然中學校のそれと同一なればこれを省略する。本科の國定教科書は此の際至急に改良を加ふる必要あることは言ふまでもない。特に歴史教科書に比較すれば、一層改むべき點が多い。高等小學國史は最近の改輯であるから、近來の教育思想を十分に考慮して編纂せしものだけ、よほどまで

改良せられて居るが、地理教科書に至つては猶改善すべき點が非常に多い。たゞしその改むべき要點は、猶歴史と同じく、各事項について多く説明的記述を加へて趣味あらしめ、一方自ら進んで學ばんとする氣分を起さしめると同時に、自學自修に便ならしむるよう注意することにある。教師用の教科書でなくして兒童用教科書たらしむるにあるのである。

フランスの高等小學校では地理歴史を別々に教授して居るが、その教則にはこれを一科とし、同一目的の下にこれを教授することとし、次ぎのように規定してある。

歴史地理の教授の目的は、現時の世界を知り、そこにフランスの保持する位置を知らしむるにある。歴史は政治的社會的の出來事の知識を、地理は自然現象の知識を狙はなければならぬ。歴史地理は亦經濟的事實の説明に寄與せねばならぬ。そして先づ何よりも觀察論究の精神を喚起することが必要である。

である。

アメリカに於てはこの兩科に公民科を加へてこれを社會科學、即ソシアル、サイエンスとし、最も進んだ意見にありては、地理と歴史とか公民科とかに分けて教授することは不利益であるとして、これらの諸科目を打つて一丸となして、これをイントロダクトリー、ソシアル、サイエンスと呼んで居る。換言すれば「相互に和衷協同して行く技術と科學」と云ふ意味である。即ちコロンビア、ユニヴァーシティーのチャーチャース、カレッヂの教授ジョセフ、ケー、ヴァンデンバーグ博士はその著「ジュニア、ハイ、スクール、アイデア」に於て提言して曰く、我々はこれらの諸教科を改修して、一つの新しい教科を提供する。それは歴史でも、地理でも、亦公民科でもない。それらの諸教科から兒童が他日成人して成年の男子となり、女子となつた場合、相互に相協調して進むべきよう、彼等を最もよく適せしむる限りに於てのみ、これらの諸教科中の材料を選択

するのである。この教科を「社會科學入門」と呼べば呼んでも宜しい。しかしながら、それは「相互に相協調して進む爲の技術及學問」と云ふ意味に解して貰ひたい。「相互」と云ふのは一都市一州又は一國或は海のあなたまでも包含する。

と言つて居る。氏がかう云ふ意見を提出して居るのは、「各地方相争ふのは、大部分我々が相互に理解しないからのことである。即一方に於て他方の歴史、地理、制度等を理解しない爲である。」若し相互に他方のそれらをよく理會したならば、争闘等も起らないことは確かな事實である。しかしながら、そのみにては到底争闘を防遏することは出来ぬ。それには更に「我」と云ふ觀念が加はらなくてはならぬ。彼もまた「我」が一部分であると云ふ觀念があれば、こゝに和衷協同することになる。されど又、他の地理歴史制度等を知ることが出来れば自然「我」と云ふ觀念が擴大せられて来る。この間の關係は非常に複雑な心理状態を呈する

もので、さう簡単に概言することは出来ないが、とにかく相互によく理解する時は争闘の機會を少くし、和衷協同の實を擧げ易いと云ふことは事實である。此の見地からヴァン、デンバーグ氏は、地理だとか、歴史だとか、法制だとかを各別に教授する必要を認めないで、次ぎのように結論して居る。

歴史地理並に法制の専門家は、猶その大學的の課程を有し、これによりてその個人的の満足を求め、或はすべて吾人の有益な指導となさんと欲するであらう。しかしながら、學校兒童は専門家としての歴史、地理、或は法制を學ぶように要求せられてはならない。彼れはむしろ人として向ふ側の町民と、又他郷の人と、或は海のあなたの人と、平和に和協して生活せんと希ふ人として教育せらるべきである。

この意見は至極尊重せらるべきものであるが、事實はかくの如き意見が實行せらるべきものであらうか。そして歴史は歴史として、地理は地理として——公民科

はとにかくとしても——それ〳〵教科課程の中に、その地位を有して居ることが至當ではあるまいか。

第六節 算 術 科

改定高等小學校規程の中で、最も變更せられた教則は算術科であつて、そしてその改定は最も我々の歓迎する所である。小學校令施行規則第四條は實に左の如く變つて居る。

小學校令施行規則第四條

算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ、生活上必須ナル知識ヲ與ヘ、兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス。

尋常小學校ニ於テハ、初ハ小ナル整数ノ範圍内ニテ、其ノ唱ヘ方、書キ方及簡易ナル計算ヲ授ケ、次第ニ其ノ範圍ヲ擴メテ、小數、分數ニ及ボシ、更ニ

其ノ程度ヲ進メ且簡易ナル比例、歩合算ヲ授クベシ。

高等小學校ニ於テハ、尋常小學校ニ於テ授ケタル事項ノ程度ヲ進メ、且數ノ代數的計算、及幾何圖形ニ關スル知識ノ初歩ヲ授ケ、又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ課スベシ。

算術ハ筆算ヲ用フベシ。尋常小學校ニ在リテハ、土地ノ情況ニ依リ、珠算ヲ併セ用フルコトヲ得。高等小學校ニ在リテハ珠算ヲ併セ課スベシ。

算術ヲ授クルニハ實驗實測ヲ用ヒ、運算ノ方法、及理由ヲ正確ニ説明セシメテ、理會ヲ精確ニシ、運算ニ習熟シテ、應用自在ナラシムルコトヲ務メ、又圖表複利表等ノ取扱ニ慣レシメ、且暗算ニ熟達セシムルコトヲ要ス。

算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ授クベシ。

これを改定以前の規則と比較するに、實に多大の變更である。即第一は尋常小

學校の部に於て十、百等の限定的な數の範圍を撤廢したこと、第二高等小學校に於て數の代數的計算及幾何圖形に關する知識の初歩を授くることとなし、求積を課する一項を除去したこと、第三は高等小學校にありては必珠算を課すること、したること、第四は圖表複利表等の取扱に慣れしめることとの四ヶ條で、實に算術教授上の革命と言つても過言でない位である。右の中珠算を必修科となしたることと圖表複利表等の取扱ひに慣れしめることとは、共に實際上の便宜を顧慮したものであることは明瞭である。が、「數ノ代數的計算及幾何圖形ニ關スル知識ノ初歩ヲ」授くることとしたのも、恐らく同様實際的に資する意味からであらうと思ふ。しかし、その意味は決して實際的に資するに止まらず、教育上の意義に於ても甚深重なものがある。即單に算術のみに止めないで、代數幾何の何物たるかを知らしめ、兒童の知識を擴大し、その年頃相應の求知心、進取的精神を満足せしむる上に、更にまた一般民衆の中等教育たるの意義を満足せしむる上に於て、多大の効果をもたらすものである。この點は今度の改定規定に於て最も重大な變革である。私は今から約十年前師範學校の教授細目を編成するに當り、擔當教員に依頼して、算術代數幾何の諸科を統一して別々の教科目とせず、なるべくこれを一科の數學科として考へ、以て細目を編成すべきことを以てしたのであるが、なほ小學校に於ても、代數幾何の初歩を算術と共に課すべきことを主張し、五六年前にも「教育問題研究」誌上にこれを論じ、その後更にフランスの小學校に於ける三四年生に代數的計算を授けた報告を、ルヴェー、ベタゴジツタ誌上に得て、これを「兒童教育」誌上に譯載したともある。又この思想は一般教育社界に歡迎せられ、實際上に於ては小學校に於て試みられつゝあつたのである。

アメリカの小學校に於ては從來七、八學年には猶我國と同じく専ら算術を課して居たが、例のシュニアー、ハイ、スクールには代數幾何並に三角法の精神を課して居る位に進んで來た。「ザ、ジュニアー、ハイ、スクール」の著者クース氏は次

ぎのように述べて居る。

近頃ジュニア、ハイ、スクールの數學教科書が數部著述せられたが、それまではこの科の課程は何等傳統を破る傾向を現はさなかつた。多くの學校に於てはその教科書は七、八兩學年には通常の算術から成立し、そして代數幾何は九學年に始まり各生徒に要求せられて居た。然るに新教科書の總べてが、大なり小なり、七、八學年の課程に超算術的教材を包含して居る所から、これと相當するジュニア、ハイ、スクールの課程にも、これと同様な變化を現はした。

と言つて居る。又「ジュニア、ハイ、スクールの教科課程」の著者で、シンシナチ教育大學の教授ハラン、カメロン、ハインズ博士は、その著の中にかう言つて居る。

合衆國の中等學校の大多數に於ては、代數と平面幾何とは課程の中に組み入れられて居る許りでなく、すべての生徒にこれを要求して居る。これらの學校では多く最初の二ケ年に提出せられて居るが、どうかすると三、四年にも延長して居る。千八百九十三年に於て、アメリカ教育會の十委員會は、ジュニア、ハイ、スクールの如きある構造を豫想して、代數と幾何とはモット早くその課程中に織り込まれなくてはならぬと助言して居たが、その勸説の理由は(一)、アメリカの學校にありては算術の教授は希望すべき限界以上に長く課せられて居ること、(二)、算術と代數幾何との密接な關係を附することが望ましいこと、(三)、多くの男女兒は代數幾何の何等かの形式にも接しない前に學校を退く、(四)、ハイ、スクールまで修學を續くるものにも、有益なる器具の獲得が後らせられる。(五)、現在にありては、代數幾何に關する如何なる知識を得るにしても、その機會は完全な、そして論理的に組織立てられた科學の研究によるの外はない。(六)、親熟した算術から高等數學に移る變化があまりに突

飛なこと。

これによりて、現今のジュニア、ハイ、スクルーが如何に早く代數幾何を課して居るがほと想像せられるが、ハインズ氏は猶ブリツクス氏の調査を引用して、千九百二十年にジュニア、ハイ、スクール二百五十九校について調査した結果、その八十パーセントが一般數學を課しつゝ、あると言つてゐる。一般數學とは算術、代數と、簡単な幾何或は三角法若くはこの兩者を結合したものを云ふのである。とにかくアメリカのジュニア、ハイ、スクールに於ては、單に算術のみならず、代數幾何の初歩をも併せ課して居ることは事實である。

チーチャース、カレッヂのヴァン、デンバーク氏は、算術、代數、幾何の外、計算法、(簿記法をも含む)三角法等を合せて、これをゼネラル、インツロダクトリ、マセマチックス(一般數學初歩)と稱して、これをジュニア、ハイ、スクールに課すべきことを主張して居る。且つ代數幾何を課するにも、始めは算術を

基礎として授け、何時とはなしに、代數幾何と云ふ觀念を得しめ、然る後漸次分化すべきを論じて居るが、如何なる程度に於てこれらの諸科目を課すべきかについては、氏は左の如く述べて居る。

ヴァン、デンバーク氏は種々これを實施して何れがよいかを試したのであるが、その仕組は次ぎの如き圖解を以て説明して居る。但し一週五時間の教授時數である。

第一の組合方

算術	幾何
5	5

第二の組合方

算術	3
幾何	2

第三の組合方

算術	3
幾何	2

第一學年

第二學年

8A 8B

代 數	計算法
5	5

計算法 2
代 數 3

計算法 2
代 數 3

第三學年

9A 9B

代 數	幾 何
5	5

計 算 法 } 或 是 數 } 代 或 何 } 幾 何 }	5
--	---

商 業 科	
計算法 5	
普 通 科	
幾何 5 代數 5	

第一の組合方は前期後期によりてその課する所を異にする。第二の組合方は二科並行法で、最後の學年には、三科の中何れかを修むるものである。第三の組合

方は一、二學年は第二の組合せと同様二科並行であるが、第三學年に於ては、商業科には計算法を課し、普通科には前期幾何後期代數を課することゝなつて居る。そして氏は「これらの統合方について試みた後、第三の組合せが我々の要求に最も適當して居る」と言ひ、且つ附言して、毎週五時間の時間配當數字は唯々その教科に重きを置くと云ふ意味で、「決して數學初步を各別の名稱によりて呼ばれたる分離した教科として、劃然と區分を立てる旨趣ではない」と斷つて居る。これは當然の話で、一般數學初步として別に區別を立てない以上、これを嚴重に區別して授けると云ふことは、無論その本旨に反するからである。ただ問題はそれが實際教授に當つて、どれほどまで實現せられるかと云ふだけである。しかのみならず、こんな風にすべての教科を打つて一丸となして授けることが、果して有益であるかどうか問題であるが、こゝにはヴァン、デンパーク氏の意見だけを紹介するに止めて置きたい。

改定高等小學校の教則に、「數の代數的計算及幾何圖形に關する知識の初歩」とある所は如何にこれを解すべきか。勿論代數學幾何學として授くべきものでないことだけは言ふまでもないが、ヴァン、デンバーグ氏の述べたように、日用算術を主幹としてこれが計算をなすに、代數幾何の主要な部分だけを授くるに止まるを可とするのであるが、これらは今後數學の教授上研究すべき主要な問題である。我々はこれと同時にフランスの高等小學校に於けるこの科の教授に於ける規定を一瞥しよう。

フランスの高等小學校の數學教則は、アメリカの教育家の所謂舊式の數學である。即數學と云ふ名稱で課せられて居るが、課程表には應用算術、速算法、代數及幾何としてある。そして各學年共に算術代數と幾何とに分けて居る。前者に三時間を配當し、後者に一時間を配當してある。これは一學年から三學年を通じて皆さうである。但算術は一二年に限り。三年には復習補充に費される。代數につ

いては「こゝに言ふ代數の意義は、代數的計算と第一次二次方程式に限られなくてはならぬ。これを適用する場合には極めて簡單なる論議に對しては、教授の意見によりて若し實際の利益あることを發見した場合には、この制限を越ゆることが出来る。」と規定してある。又幾何については「幾何學の教授は必ず具體的でなくてはならない。その目的としては、觀察によりて得たる概念を分類し、精密にし、他を演繹し、實際問題にこれが應用を示す所に存して居る。その教授の方法を選択し、又これを教授するに當り、その順序を變更するが如きことについては、大なる自由が教授に與へられて居る。」と規定してある。要するにフランスの數學教授は舊來の算術代數幾何の區分をそのまゝに繼承し、しかもこれを兒童の年齢に適するような程度に簡易化實際化したゞけのことである。

我が改定教則は數學と云ふ名稱を用ひないで矢張り算術と云ふ名義を用ひ、その中に「數の代數的計算、幾何圖形に關する知識」とありて、何處までも算術の

中の一方法、若くは一部分としてある。これがどの程度の兒童に適するか、或は數學と云ふ名稱に改むるが宜しいか。これも一つの問題である。樋口高等師範學校教授はこの點一については、明かに「高等小學校は教科目から尋常小學校のそれとは異にせよ、算術は數學と、………數學の中では、代數の初歩を授けて、込み入った算術問題を簡單なる代數式で解き得るようにし、又幾何の初歩を授けて日常目に觸るゝものに幾何學的の眼を開かしめ、」云々と言つて居る。(教育の世紀第四卷第八號)これは全くフランスの教則と同じ意見である。私の意見は名稱を數學とし、その内容はアメリカの案に於けるが如く、若しこれを統一して授くることを得ば、かくするを以て適當なりと思惟するものである。但し前に述べたように、高等小學校の算術科は今後非常に慎重な考慮を要するものであると考へる。最後に一言すべきは、クルス氏が述べて居るように、「専門的な職業労働に必要な補充數學」を、これらの職業に従事するものに課する爲に、選擇科目とするの

は最も最ましいことである。若し實業科の中、工業を課する學校に於ては、幾何學を一層深く學ばしむることが有益である。若し實業三科を併置する學校に於ては、教員の手があるならば、これを選択科目として、便宜是を課することも宜しいであらう。又は實業科の内に於て便宜これを課することも宜しいであらう。何れにしてもこの點については各學校に於て相當の考慮を拂はれたいものである。

第七節 理科

理科は高等小學校の教科の中にありて最も重大な教科の一つである。この改善せられた高等小學校の實際化と云ふことについては、單に實業を課して職業を授けると云ふ意味でなく、何處までも普通教育なんだから、一般に職業の概要を了解せしめ、他日自己の従事すべき職業を選択する基礎的な知識技能を收得すると云ふことよりも、深入りすることは到底不可能なことである。この方針を以て高等小學校の實際化の程度とすれば、實業科は單に各種の技能を細目に涉つて傳習

することは望ましからぬことである。むしろ研究的態度を以つて理科で學んだ所
のことを工夫して、實地にこれを實現する技能を得る事を目的として進まなくて
はならぬ。我々の考では、理科は實に實業(家事をも含めて云ふ)の基礎とならな
ければならぬ。是を極言すれば、理科は實業科に農業、工業、家事の一部分と見たい位
である。農、工、家事等の實業科は理科の實際的學習として考へたいと思ふて居る。
されば實業科を重く視る高等小學校の理科は又非常にこれを重要視しなくてはな
らぬ。これ高等小學校に於て本科の教則を大に重んじなくてはならぬ理由である。
然るに従來の教則はかゝる考から見ても殆ど完全に近いと言つても宜しい。即
小學校令施行規則第七條は左の如く記述せられて居る。

理科ハ通常ノ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ノ一般ヲ得シメ其、ノ相互及
人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ、兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ
心ヲ養フヲ以テ要旨トス。

尋常小學校ニ於テハ植物、動物、礦物及自然ノ現象ニツキ主トシテ兒童ノ目
撃シ得ル事項ヲ授ケ、特ニ重要ナル植物、動物、礦物ノ名稱、形狀、效用及發育
ノ大要ヲ知ラシメ、又通常ノ物理科學上ノ現象及人身生理ノ初歩ヲ授クベシ。
高等小學校ニ於テハ、前項ニ準シ、漸ク其ノ程度ヲ進メ、特ニ重要ナル元素
及化合物、簡易ナル機械ノ構造、作用、人身ノ生理衛生ノ大要ヲ授ケ、兼テ
植物動、礦物ノ相互及人生ニ對スル關係ヲ理會セシムベシ。
理科ニ於テハ務メテ農事、水産、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ、特ニ
植物、動物等ニ就キ教授スル際ニハ、之ヲ以テ製スル重要ナル加工品ノ製法
效用等ノ概略ヲ知ラシムベシ。 下略

以上の記述については著者は多少の意見を有しないではないが、大體に於ては
よく今日の教育社會の意見の一般的傾向を現はして居ると思ふ。唯こゝに一つ問
題とすべきことは、これを理科としないで矢張り中學校に於けるが如く、物理化

學博物等の名目を用ゐ、それらの知識を十分に附與しなければならぬと云ふ論がある。例へば、樋口教授の意見の如き即これである。樋口氏は

理科に於ては少くとも物理學とは如何なる事を學ぶ學問なるか、動物學とは如何なる事を學ぶ學問なるかを味はしめよ。理科などといふ分化しない科名では國民の科學に關する常識を高める事が出来ぬ。此知識なくしていかで世界文化の競争場裡に立つて行くことが出来よう。(教育の世紀第四卷第八號)

と述べて居る。是は高等小學校を以て一般の中等教育とする意見から見ると、自然こんな風に發展して來ることであらうと思ふ。現にフランスの高等小學校に於ては理科と云ふ名稱を用ゐないで、物理學(毎週一時)、化學(毎週一時)、博物學(毎週一時)の三科とし、三年間この通りで課して居る。しかし我國のように學年も一般に短く、且つその年齢も若く、加ふるに配當時數も少い所では、これを各科目に等分して教授することは不利益なるを免れないと思ふ。現にアメリカのジュニ

ア、ハイ、スクールでは三年の年限で、時間も一週五時間を配當して居なから、猶分科的に課しないで、ゼネラル、サイエンスとしてこれを授けて居る。ク羅斯氏は、

六學年の中等教育(即、二年三年の組織)に於てはその低學年に課すべき科學的教科は、當然ゼネラル、サイエンスでなくてはならぬと云ふことは殆ど一般に同意せられて居る事實である。それが階梯的の教科として適當なことはこの科の教員によりて最も必要なこととして考へて居る目的に於て、一部分は示されて居る。即そは(一)各自の環境を理會し、評價し、且これを制御し得ること、(二)實業的社會的生活に對して科學態用の尊重、(三)自然と諸科學とについて有益な教示の蓄積、(四)問題を解決する上に於て科學的方法の應用、(五)後日特殊な科學を研究する爲の準備と基礎などがこれである。これらの目的を與へられた時間に於て、適當に實現するについては、その教材の選擇は先づ各特種科學に於ける人爲の境界を撤廢すること、そは詳細精密

なるよりもむしろ該博廣汎に涉るべく、且つ自然科學の圈内に於てその地方にて最も頻繁に起る問題を解決することに存しは居る。

と論じて居る。各特殊の科學に分割してこれを教授することは、動もすれば學問的に流れて、實際生活に遠かり、又同一事項を各科に於て取扱はなければならぬ爲に、多くの時間を要し、且その間の聯絡を缺き、精粗繁簡宜しきを制するところが困難である。我々はかくの如き理由によりて、高等小學校に於ては殊殊科學として課するよりも、理科と云ふ名目の下に、一般科學として課することを以て適當とするものである。

しかしながら、その内容については、私はク羅斯氏が詳密精深ならんよりも、むしろ該博廣汎に涉る方がよいと言つて居ることに服することが出来ない。勿論それは程度の問題ではあるが、大體の方針としては、日常多く我々に接近して現はるゝ問題は、ある程度まで委しくこれを知得せしむることむが必要である。あ

まりに廣汎に種々の事柄を列挙して、その何れをも本當に了解せしむることが出来ず、殆んどその名稱を暗記せしむるに止まるが如きは、最も避くべきことである。現に我が國定の理科教科書もこの嫌がある。特に一學年用に於て最も甚しい。唯紙數を儉約する爲に特に文章などもあまりに切りつめたようである。この教科書から興味と實用上の知識を多く得ることを望むことは出来ない憾がある。

第八節 圖畫、手工、音樂

アメリカでは、藝術科を美術科と實用藝術科との二つに大別し、圖畫、手工、音樂等は前者に屬せしめ、商業、工業、農業、家事等は後者に屬せしめて居る。この區別は我が高等小學校にもあてはまる。特に改善規定以後に於て然りとする。その理由は今後の所説によりて明かになるので今こゝに特に説明する必要はない。そしてこの兩者の關係は勿論密接離るべからざるものであるが、その目的とする所は全然異つて居る。

美術科はフカデミックな教科であつて、純教育的なものであるに反して、實用藝術科は卒業後の實際生活、即生業を目的として教授し、その教育的價値の如きは多く問ふ所ではない。然るに實際に於ては、この兩者は密接に相關係して互に他を補益して居ることは言ふまでもない所である。この點に關して「ジュニア、ハイ、スクールの教科課程」の著者ハインズ氏は、興味ある一つの挿話を掲げて居る。「今日アメリカに現生存せる大美術家の一人たるマックス、フィールド、パーリツシュ氏は、生氣ある青空、黄金の如き夕日、人生の快樂を描出することに於て、有名な藝術家であるのみでなく、また機械工の一専門家と言つても差支ないほどで、日々多くの時間を機械工場に於て過し、旋盤、鑽もみ機、印刷機の中で働いて居る」と述べて居る。即ち美術科も實用藝術科も共に多少の別こそあれ、頭と、眼と、手と（身體）を使用して、あるものを生出する點に於ては同一であるから、その教育上に及ぼす効果はよほどまで一致して居る。唯これを課

する目的の上に相違があるのみである。さればこれらの諸科を廣く藝術科の下に總括したのは意義あること、思はれる。

美術科に屬するものは、今日普通に課せられて居るものに、圖畫、手工、音樂の三者がある。従來實業科が課せられず、手工、農業、商業の三科目が課せられて居た時には、音樂はとにかくとして、圖畫、手工の二科は前の美術科に入るべきか、後の實用藝術科に入るべきかについて迷ふて居たのである。時としては、或は人によりては、美術科としてこれを見、又時としては、或は人によりては、實用藝術科の一部としてこれを見て、何れにその目的を置くと云ふことが決まなかつたのである。然るに改善せられた高等小學校にありては、實業科が置かれ、工業科がその一部として課せられることになつたので、こゝに純教育的の教科としての圖畫、手工、音樂が確立したのである。圖畫科の中の製圖或は工藝用の意匠の如きは、工業科に於て課せらるべきこと、なつたので、こゝに圖畫は全然教育

的な目的を以つてこれを課することが出来ることゝなつたのである。我々はこの考から藝術科の兩部を見なければならぬと思ふが、小學校令は全然この區別を認めて居ないようである。それは改定小學校令第二十條四項に、「手工科ハ實業ニ於テ工業ヲ學習スル兒童ニハ之ヲ課セザルコトヲ得」とありて、手工と工業の一部とを同視した傾向がある。が、實際の教授上にありては、この間の區別を明かにしたいと思ふ。なほこの事に關しては後に論述する機會があるだらう。

一、圖畫科、

圖畫科は小學校令施行規則第八條に

圖畫は通常ノ形體ヲ看取シ、正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ、兼テ美感ヲ養フテ以テ要旨トス。

尋常小學校ニ於テハ單形ヨリ始メ、漸ク簡單ナル形體ニ及ホシ、實物若ハ手本ニ就キ、又時々自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムベシ。

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ諸般ノ形體ヲ畫カシム

ヘシ。土地ノ情況ニ依リテハ、簡易ナル幾何畫ヲ授クルコトヲ得。(下略)

著者はこゝに教授法のすべてに涉つて論せんとするものでない。唯改定せられた高等小學校に於ける各教科は如何なる内容と程度とを有すべきかを主として論じたいと思ふて居るものであるが、圖畫科の教則はあまりに今日の實際とか離れて居るようである。我々は根本的にこれを改むる必要を感じる。されどその程度に至つては、強いてこれを論ずるの要を見ない。唯透視畫の法則の一般を知らしめ、圖畫用の用具の取扱に熟せしめ、材料についても種々のものを用ゐ、その題材も亦複雑なものを用ゐれば足りる。

二、手工科

小學校令施行規則第十二條は左の如く語つて居る。

手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ、工業ノ趣味ヲ長シ、勤勞ヲ好

ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス。

手工ハ紙、絲、粘土、麥稈、木、竹、金屬等其ノ土地ニ適切ナル材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ、高等小學校ニ於テハ製圖、及女兒ニ在リテハ手藝ヲ簡易ナル程度ニ於テ併セ授クベシ。(下略)

私は何故に文部省が實業科を加へた後、この個條に何等の修正をも加へなかつたかを怪むものである。以前工業科が課せられて居なかつた時にありては、手工科は工業科の任務と、併せて教育的目的とを有せしめたのであるが、新たに工業科が實業科の一科として設けられた以上、手工科には以前述べたように、純然たる教育的の目的を負はしむるを以て、適當とすべきは當然のことである。然るに本科の要旨を見るに「工業ノ趣味ヲ長シ、勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス」とありて、全然工業の性質を帯ばしめて居る。これに反して工業科の教則を見るに、後に記述せる如く、さすがに時世に適當した語句を用ゐて、適切な記述をな

し、どうかすれば、圖畫手工の教則に用ゐて相當なと思はるゝ節もある位である。手工科を工業科と異にして、純教育的にこれを用ゐることゝなれば、その材料の選擇に於て餘程異らざるを得ないのである。工業科の意味を以つてすれば、主として日常の必需品を製作せしむべきものであるが、純教育的の意味を以てする時は、むしろ美術的材料を主とし、これに日常器具の製作を加ふべきである。従つて製圖の如き、工作の下圖を描かゝしむることは、むしろ工業科に於てこれを授くべきものである。

この意味から工業科を實業科として課してある所で、これを學習する兒童には手工科を課しないことが出來ると、新に小學校令第二十條の五項に加へたのは、むしろ當を得ないことである。

三、唱歌科

唱歌科には別に何等の改定が加へられなかつたが、果してそれて宜しいだらう

か。試に小學校令施行規則第九條を見れば、

唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ、兼テ美感ヲ養ヒ、徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス。

尋常小學校ニ於テハ、平易ナル單音唱歌ヲ授クベシ。

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ、漸ク其ノ程度ヲ進メテ授クベシ。又便宜簡易ナル複音唱歌ヲ授クルコトヲ得。

歌詞及樂譜ハ平易雅正ニシテ、兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムル者タルベシ。音樂の教育について我々は言ふべき多くを有つて居る。私は世道人心を正す上に於て、音樂の力の偉大なことを信じて居る所から、そして又青年は皆等しく音樂を嗜好することが頗る深いものがある所から、高等小學校に於て唱歌科の教則には著しく不満を感じて居る。支那に於ても音樂は六藝の一として、大變に重んぜられたことは、一般に人の知る所である。我國の學校音樂はその起源日なほ淺く

未だ一般に徹底しない所があつて、進歩の蹟が顯著でないが、それでも西洋音樂の嗜好は次第に高まつて來て居る。今日數十年前の所定にかゝる教則が時代に適應しないのは、むしろ當然のことであらぬばならぬ。

本教則について先づ論すべきは名稱である。唱歌は音樂の一部であるが、高等小學校は唱歌を以て満足すべきであらうか。たとひ簡單にもせよ、音樂の理論の一斑を知らしめる必要はないだらうか。音樂の鑑賞をなさしむるには多くの樂譜に熟せしめなくてはならぬではあるまいか。又一方アメリカのジュニア、ハイ、スクールなどでやつて居る音樂隊を組織することも、その普及發達の爲に、そして藝術の美を味ひ得ることの爲に、必要ではあるまいか。これらの點から考へて單に唱歌と云ふ教科では満足することが出来ないようである。フランスでは高等小學校に於ても、なほ唱歌と云ふ名稱を用ゐて居るが、それでも、猶音樂理論の初歩を授けて居る。アメリカでは無論音樂と云ふ名稱が用ゐられて居る。我國に於ては高等

女學校だけが音楽と云ふ名稱を用ゐて居る。(師範學校は勿論音楽となつてゐる。)我々は我が國の青年男女に温雅純正な音楽に對する趣味を鼓吹してこのせちがらい、すさみ切つた文明人の心に、正しい、ゆとりのある生命を與へたいと希望する。それが爲には、ある程度までは音楽の理論をも知らせ、又ある人々には一樂器にも多少慣れさせたい。そして特に世界の名曲をも少しは理解して、音楽の趣味を豊かにしたい、それには時間も少いし、年限も短いから、そんなことは到底出来るものではないと論ずる人があるであらう。が、それは決してさうではない。その氣持を以て教育に當れば、思ふ存分その希望を達することは出来ないにしても、それでも、ある程度までは目的の達成も出来ないことはない。

第九節 實業科

實業科は實に今回の高等小學校改善の大骨子である。從來の農業、商業、手工、家事が所謂加設科目であつて、隨意科目であつたのを、この改善によりて、これら

の諸科目を必設科目となし、特別の場合を除く外には、男兒は必その一科を、女兒は家事裁縫と共に、その中の一科を選択して學習しなければならなくなつた。これは勿論、前に屢々述べたように、高等小學校を實際化する爲であることは云ふまでもない。唯實際化をあまりに徹底的にやらうと云ふ所から、これを隨意科となす場合には特に地方長官の許可を得なければならぬことになつて居るのは、あまりに劃一的に過ぐるの嫌がある。しかのみならず、これを隨意科としたのは、むしろ非常な不利益であつた。宜しくフランスの高等小學校や、ジュニア、ハイスクールのように、他の教科と共に選擇科目となすべきであつた。隨意科といへば必しも設けなくても宜しいが、選擇科目とすれば、必設科としなくてはならぬ。必設科とすれば、何人か必これを選択して修むるのである。それに又何等かの理由で、實業科目を學習するよりも、一般教科を修むる方が、後來の爲に必要とする人々は、その方を學習するの自由を得て、大に便益を得ることとなる。

すべて教科目は出来るだけ自由に選擇することの出来るようにし、各人の性質事情に應じて、各適當な學習をなすことを得るようになるのが、今日の學校組織の最も進歩した方法である。それを態々隨意科目として、この便益を奪つたのは、我々の解する能はざる所である。

家事裁縫は實業科以外の科目であるが、便宜上こゝにはこの科目と相並んで論究して見たい。

工業科

工業は新たに設けられた科目で、恐らく最も議論の餘地があるであらう。文部省は工業科について、如何なることを要求して居るかと云へば、小學校令施行規則第十三條の二に左の如き答辯を與へて居る。

工業ハ工業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ、勤勉綿密ニシテ、且創作工夫ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス。

工業ハ木工、竹工、金工、塗工、染織等ニ就キ、土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ニ趣味アル事項ヲ授ケ、且材料ノ性質及用法、竝工具ノ使用法、及保存法ヲ知ラシムベシ。

工業ヲ授クルニハ、地理、理科、圖畫、手工等ノ教授事項ト關聯シ、又時々其ノ土地ニ於ケル工事等ヲ見學セシメ、實際ノ業務ト密接ナル關係アラシムムコトヲ務ムベシ。

この教則に掲げた目的を達成するには、如何なる方法を取るべきや。我々は本條に掲げた要旨については敢へて反對するの理由を發見しない。たゞこの上に工業に關する趣味を助長する一項を加へてあつたならば、最も完全に近いこと、信するが、それはむしろ當然のこととして、工業に關する普通の知識技能を得しめ且勤勉、精密創作工夫を重する等の習慣を如何にして養成するかは、最も重大な問題である。

米國のジュニア、ハイ、スクールは前にも述べた通り、一方には實際的方面を非常に尊重し、その兒童をして生活の基礎を得しむる爲に、盛に各種の職業を授けて居る。この點については如何なる國の學校も到底及ぶ所ではないが、一昨年同國の文部局は、各州のジュニア、ハイ、スクールに採用せられて居る工業科の内容について詳細な報告書を發表して居る。これによれば、同國の工業科に於て各種の工業科目を課する主義方針にそれ／＼異つた考を有つて居るようである、試に該報告書によりてその二三を摘録すれば左の通りである。

デトロイト市のジュニア、ハイ、スクールの第七學年に於て採用せられたものは家庭作業であるが、これは時としては木工と變へることが出来るようになって居る。第八九學年にてはアカデミック、テクニカル、インダストリアルを三科を課して居るが、テクニカル、コースと云ふのは、四科目を設けてある。即、木工科、電氣科、機械科及自動車工科である。各十週間毎週六時間づつ、外に二時

間の用器畫を加へる。第九學年にありては、型科毎週六時間と、圖書三時間とが一年中を通じて課せられる。インタストリアル、コースは職業科で、自動車工科と、機械科とを含み、毎日三時間づつ課せられて居る。

ジャクソン市に於ては、七八學年では木工で、家具工科をも含んで居る。これは七學年後期からは選擇科となつて居て、又別に印刷科の隨意選擇科も加へられて居る。木工を學ぶものは圖畫の選擇科を修めなくてはならぬ。

カンサス、シチーの工業科は、現今アメリカで主張せられて居る意見を實際に現はして居る。この市の學校では、工業科はすべて選擇科となつて居て、七學年では木工科を課し、八學年には職業選擇を課し、九學年には用器畫を課して居る。この八學年に課してある、教育的指導による職業選擇は、この市の學校に於ける特有のものである。例へば鉛管工の科には鉛管工が通常の賃金で雇ひ入れられてゐて、鉛管業について四週間の教授をする。此の間通常の教員は同じ室に居てそ

の教室内の管理をなし、その職業について教育的に當該學級に話をする。かくの如くにして板金職、大工職、電気職、自動車修繕職が各職につき、四週間から七週間に涉り、毎日一時間づゝ學習する。尤も大工職だけは通常の教員によりて教授せられる。かくの如く各教科の仕事と相並んで討論會が開かれる。それは擔任教員の主宰する所で、その職業に要する費用の豫算、契約、労働條件等が議せられる。そして別に工場等を訪問して實際の状況を視察する。生徒はこれに對して非常に興味を有して居ることは明かであるが、その生産品は極めて貧弱である。唯問題はかくの如くして得られた知識が、一教室に二教員をも配置するほどに有效であるか、どうかと云ふことにかゝつて居る。十分教養のある敏捷な教員は、實際上、これと同じ効果を擧げ得るだとうと考へられないこともないとは、該報告書の筆者たるウイリアム、イー、ロバート氏（クローブランドの工業科視導教員）の附言する所である。

ラッチモンドは、七、八、九學年の後期に於ては、木工科を課し、その各前期には普通金工を授ける。この科の主要目的は、木工金工の一般範圍に於て、自己表現並に經驗の説明による一般教育である。ロバート氏はこの實例は小さなジュニア、ハイ、スクール又は中位な學校に於ける工業科組織の最もよい一例であらうと言つて居る。これらの學校には時に各科目と關聯した用器書を授けるが宜しい。この學校の木工教室はよく設備せられ、二三の木工機械をも備へられて居る。金工教室も同様で、板金、電気、鍛冶及金工機械等が備へ付けられて居る。印刷科も置かれてあつたが、これは發達しなかつた。

ズット變つた一例はバッファロー市の學校である。この市の學校は本當に嚴重に言へば、ジュニア、ハイ、スクールと稱せらるべきものでなく、その工業科はむしろ職業學校に於けるそれと思はれる位である。一學校區に於て、七、八、九學年の兒童は各その希望する特別の教科によりて、學校を異にして居る。即工

業を學ばんとするものはこれを課して居る一學校に、商業を修めんとするものはその隣のこれを課して居る學校に、普通科を學習せんとするものは、また第三の學校にと云ふ風に皆それ〴〵分れて通つて居る。丁度英國のセントラル、スクールの組織に似通つた所がある。工業に關した學校は同市第四十七學校であるが、この學校の特徴は、一日六時間の半分を工場の仕事に、残りの半分を普通教科に費すことである。生徒は皆普通の兒童で、たゞその希望する科を選んだゞけのものである。そして普通教科は極度にこれを減少して、唯その最も主要な事項のみに止めてある。第七學年には、機械科と板金科とが課してあつて、二十週づゝこれを學習する。第八學年には五科目を授ける。木工、指物、型並に簡単な鑄物、電氣、用器畫である。各科各々八週間づゝである。

ロチエスター市に於けるジュニア、ハイ、スクールの工業科の遣り方はまた一種注意を要する事例である。即第七學年には工業科として家庭工業と初步の機械科とが課せられて居る。この學年は試験期と稱せられ、次の二學年に於てその選擇すべき科目を決定するのである。そして八、九兩學年には木工、板金工、機械工、電氣工、商業技術、印刷工、石版工の内何れかを選んで、これを専門に修むることになつて居る。

以上アメリカのジュニア、ハイ、スクールのに於ける工業科の一般方針を案ずるに、大體から見るとこれを三種に分類することが出来るようである。第一は一般的に工業に關する知識技能を授くるもの、第二は工業について、各兒童が今後自己に最も適當せる職業を選擇する爲に、各種の科目を試験的に學習するもの、第三は職業學校的に、既にある一種類の職業を選擇して専らこれを修むるものである。アメリカの教育家は第二の種類の方針を取ることを理想として居る。その一例として先づクース氏の意見を聞きたいと思ふ。氏は言つて居る。

工業科に於て、探究の任務を十分に完成する爲には、廣い範圍に於て、各種

の職業に接觸せしむる機會を與へなくてはならぬ。木工の如き一種類——それは工業科として通常採用せられて居るものであるが、——に限りしかも通常の器物の製作や、散漫な用器畫を加ふるに過ぎないようなやり方は、貧弱な初歩教授と見るの外はない。職業探究の方法について慎重に考慮した多くの人々は、ジュニア、ハイ、スクールの工業科に於ける第一歩は、基礎的諸工業の數科に接觸せしむるのであると主張するのである。

同氏は更にその結果について論じて次のように言つて居る。

これらの方法によりて學生は各種職業の知識を得る。即ちその材料、器具、方法並にその社會的價值、これに要する個人的性質、必要な準備、報酬、働く時期、及労働者の状態等が短かい時間に與へられる。

かくの如くして與へられた教科は、たゞに職業探究と職業的利益が與へられるのみでなく、又多くの社會的價值を有するものである。それは、これらの

教科によりて、一般の業務と、これに従事する労働者に關する知識から派生するもので、デモクラシーに最も必要な市民的社會的の協力と同情とに對して最も重要な知識である。

かくの如き方針を以て工業科を課することは教育的に見ても非常に利益があること、思ふ。都市の高等小學校などは、經費も相當に支出せられることであらうから、これに對する設備もある程度までは出来るであらう。カンサス、シチーに實行せられて居る方法は實にこの方針によるものである。

ハインズ氏はこの主旨による工業教科目を六種選定して居る。即ち第七學年には印刷と木工、第八學年には電氣とコンクリート、第九學年には金工と自動車修繕である。又小さな學校に於ては三種とし、一ケ年に一種づゝ課することゝして居る。が、それは何を適當とするかについては、何とも指示しては居ない。そしてその教材は理科、數學、歴史、國語に關したもので、この諸教科に用ゐる材料

は主として工業科で製作すべきものであると言つて居る。

我國に於ては猶未だこの科に關して論じられたものを多く見ないが、東京高等師範學校教授岡山秀吉氏は、「帝國教育」第五百二十八號（大正十五年八月發行）に於て「高等小學校の手工科と工業科」と題する論文に、次ぎの如く論じて居る。

然らば工業科の内容は如何なるものかといふに、家具、大工、木彫、鍛冶、鑄物と云ふやうなものを、工業學校や補習學校のやうに、分科的に課するを本體とするものではなく、寧ろこれ等諸工業の要素たる木工（家具、建具、大工、木彫、桶職の類を含む）金工（銅工、鉛工、鍛冶、鑄物、仕上の類を含む）製圖の如きを採り、之を適當に課することによりて、實業尊重の念、獨創力、工業の基礎的知能、工業の趣味勤勞の習慣等、他日何種の工業に従事するにも、必要なる基礎的な工業教育を爲すものである。

と論じて居る。我國の高等小學校に於ける工業科としては恐らく此の位の程度のもものが適當かと思はれる。最も電氣工の如きも多少の設備を爲して置くことは理科との關係から見ると必要であらう。印刷工の如きも場合によりては設備することも不可ではない。機械工場も出来るならば備へて置きたい。これは都市の高等小學校に於ては、決して不可能なことでもなく、亦實際上から見ても有益である。フランスの高等小學校に於ては、第一學年には手工を置き、毎週四時これに當て、その中一時間は切紙細工、厚紙細工。石膏細工、庭園作り等に當て、三時間は木工及金工々場の勞働に従事せしめる。つまり此の間は一般陶冶として課する手工に屬するものである。

二年三年はよほど工業的に傾いて來て居る。工業部にありては、普通教科の外に工業に屬する科を修める。それは第一に工學大意があつて、二學年には毎週一時間、三學年には毎週二時間をこれに費して居る。次に工業電氣があり、二學年には家庭用電氣に關し工業部生徒には全部これを修めしめる。第三學年には二時間

これを課して居る。但し希望によりてはこれを免除することが出来る。次に工業大意と云ふのがあつて、毎週一時間づつ、各種工業の内容を説明する。圖畫は五時間で、幾何圖が最も主要なものになつて居る。最後に實習十二時間も、主として木工金工の通常工具を用ゐて、工作に従事するが、その上機械工作にも従事せしめる。以上の外、この部には、特別に算術、代數、幾何併せて一時間づつ、毎週教授して居る。それは工業用として、通常の數學以上、特にこれを必要とするからである。

以上の如き實例や意見を参照し、又我が法令の精神に考へ、高等小學校の性質並にその兒童の年齢を基礎として工業科に於て授くべき内容を考究すれば、岡山教授の主張の如く、普通の木工、金工用具を用ゐ、更に多少の機械をも使用し、主として各教科に必要な、そして兒童の希望するが如き物品を製作せしむることを、本科の中心作業となし、これに用器畫の學修をなさしめ、別に工業大意を加

へ、各種工業の概要を知らしめ、他日職業選擇の準備をなさしめ置くことは頗る必要であらう。電氣に關する知識を授くることは今日我國に取りて最も必要なればこれについては、特に教授する機会がありたいと希望する。但し各地方の事情に應じて勿論取捨選擇を施さなければならぬことは言ふまでもない所であるから、各學校に於てはその地方の事情を參酌してこれを定むべきである。

工業道德に關することはこゝにて便宜授くるか、或は修身科に於て授くるか、何れにてもこれは必要な事項である。特に勞働爭議について何等かの機會に公正な見解の一斑を與ふることは最も重大なことであらう。

農業科

農業については参考とすべき資料が極めて少い。そしてことに我が國の農村には特有な事情があるので、特別にこれを考へる必要がある。先づ我が法令の命じて居る所を見よう。

小學校令施行規則第十三條

農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ、農業ノ趣味ヲ長シ、勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス。農業ハ土地ノ情況ニ依リ、農事若ハ水産ヲ授ケ又ハ農事、水産ヲ併セ授クベシ。

農業ハ土壤、水利、肥料、農具、耕耘、栽培、養蠶、養畜等ニ就キ、土地ノ情況ニ適切ニシテ、兒童ノ理會シ易キ事項ヲ授クヘシ。

水産ハ漁撈、養殖、製造等ニ就キ、其ノ土地ノ業務ニ適切ナルモノヲ授クベシ。

農業ヲ授クルニハ、特ニ地理、理科ノ教授事項ト關聯シ時々其ノ土地實際ノ業務ニ就キテ示教シ、其ノ知識ヲ確實ナラシムヘシ。

我國の農業教育に關する根本政策は、第一如何にして農業に對する趣味を養成すべきかにある。これが農村問題を解決する上に於て最も主要な條件である。第

二には農法の改良である。農法改良の要は機械力を應用した精農法であらねばならぬ。我々教育者は農業教育に對してこの二點から出發してこれをその學校の性質、生徒の年齢等に應じて、適度に加減して行かなくてはならぬ。農業に關する普通の知識技能を授けると云ふ意味は、この點から見ると大に異つた意味を有つて來なくてはならぬ。それは單に従來行はれて居る傳統的な知識技能を授くるを以て能事とすべきではない。根本的に必要なそれを獲得せしむることを工夫しなくてはならぬ。これが今日の農業に最も必要な條件である。この點から見れば、農業科に於ても工業科と同様、「創作工夫ヲ重スルノ習慣」を加ふることは最も必要であると考へる。これは工業科を論ずるに當て、工業に對する趣味の助長について希望した所と、丁度相同じい所がある。我國の農法は今日よほどまで改良しなくてはならぬ時期であると思ふので、我々は我が農業教育に於ても、創作工夫を重んじなければならぬことを高潮する必要を感ずるのであ

る。

如何にして農業に對する趣味を助長すべきか。その方法は中々困難である。若し農業が比較的の利益が多く、且つ奇麗な仕事であれば、そして又生活も従つて樂であれば、皆等しくこれに對して趣味を有するに至るのは當然のことである。が、今日の農業はまだそこまで達しては居らぬ。今日の農業の如く利益少く且つ随分汚穢な仕事もなくてはならぬし、それに身體を勞することが随分はげしい仕事に對しては、一般のものにありては趣味を感じることは出来ないのは當然のことである。それには特別な何物かをこゝに提供しなくてはならない。私はこの特別な何物かについて主なことが三つあると思ふ。第一は研究的興味である。栽培なり肥料なり、耕耘なりに對する子供としての研究的な態度を興ふることは、彼等をしてこれに對する趣味を助長する上に最も有效である。これを助長するには生徒の自由な研究を妨げないで、却つてこれを奨励しなくてはならない。劃一的な實習

實驗等は却つて倦厭を來す恐れがある。況んや傳統的な農法について講義をしたり、たゞ單に記憶せしむる如きは、この科を逃れんとするに至らしむるものである。自ら進んで爲さんとする精神を興起せしむるようにならぬ。教師はこの間に立ちてこれを指導し、奨励することを主すべきである。出来るだけ若い青年達が、その心身を自ら勞して努力するのを妨げてはならぬ。すべてをこれが爲に犠牲とするの覺悟があつて然るべきことと思ふ。

第二は兒童の自尊心を興起せしむることである。人は誰でも、社會なり、國家なり、人類の爲に、己を盡す心を有する時は、たとひその利益は薄くとも、猶その事業の爲に己の一身を捧ぐることを辭するものではない。農業は生産の最も根本的なものであり。國家存立の基礎的の生産事業であることを理解せしめ、これが爲に盡すは、國家社會の爲に盡すことの最も重大な仕事であることを自覺せしめ農業の爲に盡力した偉人に對する崇敬心を奨励することによつて、大にこの思想

を長養することが出来るものである。

第三は農業の利益を高潮することである。農業は有形的の利益は多くないが、一方また都會人の到底得ることの出来ない利益を有するものである。常に清新な空氣の中にありて、自然を友としてこゝに活動する。この自然の中にありての活動は實に人をして高尚な快樂と崇高な知識とを得しめ、且つ身體の上にも非常に好影響を與へるものである。その利益は到底都人士の享くる利益の比ではない、この點については農村と都會との生活を比較し、如何に都市が罪惡と悲惨と疾病との巢窟であるかを知らしめなくてはならぬ。これが爲には農村社會をよく諒解せしむると共に、人生の歸趣を大體に於てよく知らしめなくてはならぬ。農村哲學の基が彼等の研究によりて悟得せしめられなくてはならぬ。

農業科は唯農業に関する普通の技術を知らしめ、これを實行せしむるのみでは決して趣味が生ずるものではない。趣味が生じなければ熱心も出て來ない。終生

その業務に盡さんとする心も生じない。唯父祖の業務を繼ぐと云ふだけでは、何か機會があれば、都市に出て、他の業務に移ると云ふ氣になる。高等小學校は兒童が農業生活に入る第一歩である以上、眞に農業に對して純真なあこがれを感ずるよう導かれなくてはならぬ。それには基礎的な思想からこゝに導き込まなくてはならぬ。廣い深い基礎の上に農業を築き上げなくてはならぬ。高等小學校は實にその基礎工事の礎石を据へる仕事である。我々教育者としてこの點をよく了解して農業科教授の内容を定めなくてはならぬ。又その教授の方法もこの點から出發して十分に考慮しなくてはならぬ。

教授事項は施行規則中に擧げた項目について、土地に適切で兒童の理解し易い事柄を授くることになつて居る。この規定は極めて自由であつて教授上には都合が宜しいが、上來述べ來つた趣旨に照らしてこれを考ふるに、農村生活を理解せしむる何者もその間に發見することが出来ないのは甚遺憾とする所である。ハイ

ンズ氏が述べて居るように、農業は「職業以上のものである。それは實に生活の様式である。」さればその生活について理會せしめ、そが何れの方面に於て優り何れの方面に於て劣つて居るかを悟らしめ、更に農村改善の思想を興起せしめなくてはならぬ。これについては農業經濟の一斑を了得せしめなくてはならぬ。兒童等も恐らくこれについては非常に趣味を喚起せられることであらう。栽培とか土壤とか、水利とかに關する事項の知識技能を得たとしても、若しこれが根柢たるべき農村愛好の精神を失へば、彼等は折角學んだ農業技術上の知識も棄て去つて仕舞ふであらう。されば我々は農村の社會生活、經濟生活を知るの機會を兒童等に與へなければならぬ。

施行規則中に擧げた教授事項を盡く順を追ふて示教する時は、恐らく時間も不足するであらうし、又生徒の嫌厭を來たして、何等の利益もないであらう。むしろ必要な興味ある事項をある程度まで詳しく研究せしむることが重要であらう。

高等小學校に於ける農業科は職業教育でない。全般に涉つてその知識技能を有せねばならぬ必要はない、それよりもむしろ農業に對する趣味を十分に喚起して置くことが何よりも必要である。

英國にありては農業科に對して重きを置いて居ない。米國は比較的農民が多いので、農村教育については、頗る研究もし、力も入れて居るが、ジュニア、ハイ、スクールでは農業科はまだ重視さるゝに至つて居ない。ハインズ氏は多少これについて論じて居るが、一般にこれを重要な教科としては居ない。蓋しジュニア、ハイ、スクールが多く都市に設立せられて居るからであらう。氏は農業科の内容を一般的に確定することは出来ぬ。各地方の事情によりてこれを異にしななければならぬと言つて居るに過ぎない。

フランスの高等小學校の農業部の規定は、工業部のそれと同じく、稍職業的になつて居る。が、その教授事項の一つは農業簿記でこれには農業經濟の概要が含

まれて居る。(第二學年毎週一時) 次ぎには農藝化學で、二、三兩學年に涉り、毎週一時、第三は農業理論で各學年二時間づつ、職業大意各學年一時間づつ、圖畫各學年一時間づつ、主として農業に關するものを畫かしめる。農業實習九時間づつ、兩學年に涉つて課せられて居る。即全教授時間の半數は農業に關する教授である。

水産に關しては我々は多くを言ふ必要はない。唯農業について述べたのと同様漁村の生活、漁業、經濟特に勤儉貯蓄の精神を鼓舞することは最も必要である。

此の機會に於て我々は工場並に農業の爭議について一言しなくてはならぬ。農村生活を論じ、又工業状態を授くるに當つては、どうしてもこの兩者の爭議について觀察せしめなくてはならぬ。この際教師は兩者の態度を公平に批判し、その發生は已むを得ないとしても、その失ふ所の多大なるを知らしめ、地主も、資本家も、勞働者も、小作人も、互讓協調の精神を以て相互に相當の利益を收め、人

類としての生活を完くするを目的として努力すべきを覺らしめ、たとひやむを得ないで相争ふ處とあるも、何處までもこの精神を失はないように注意しなければならぬことを知らしめ、遂に兩者和協の境に至ることを目的としなければならぬ。つまり爭議は争はむが爲の爭議でなく和協の爲め已むを得ざる一手段であつて、徒らに破壊を能事とするものでないので、冷靜に熟慮して、これに當らざるべからざるものであることを知らしめなくてはならぬ。且爭議は何處までも正々堂々と堅忍不拔の精神を以て當るべく、決して暴力を以て事態を混亂せしむべからざる所以を知らしめなくてはならぬ。暴力は決して己を利とする所以のものではなく、却つて我々を害ふ所以のものであることを十分に悟らしむることが肝要である。

商業科

ブリックス氏の調査によれば、千九百二十年に於てアメリカのジュニア、ハイ

スクールの商業科は、第七學年に三十七パーセント。第八學年に三十九パーセント。第九學年に七十三パーセントの割合を以て課せられて居たと云ふことである。それから僅に五六年を経た今日に於てもあまり多くの相違はあるまい。普通にアメリカでは七學年八學年には、商業科を本當に「職業的に」課するにはまだ早いと云ふ思想が一般に抱かれて居る。千九百十九年に発表した「中等學校の改善委員會に於ける商業科教育委員部」の報告には、

何年から商業教育を始むるを以て適當とするかと云ふ問題は、多く提出せられた問題である。然るにジュニア、ハイ、スクールが諸方に設立せらるゝに當つて、この學校に速記法、タイプライティング並に簿記法等、ズット専門的になつた教科を課しようとする誘惑が起つて來た。換言すればその目的は九學年或は十學年の末に於て、相當に立派な専門的な教養を與へようと云ふことに存して居る。委員部としてはこの傾向を苦々しく思ふ。委員部は

第七、第八學年に於ては、一般的な性質を有つた、所謂試験的な意味に於ける商業教育を施すを以て適當と信する。かゝる知識は後來何れの仕事に従事するに拘らず、何人にも相當に利益ある事柄であると云ふことゝ、第二には從來學校教科の選擇を爲す場合に於て、賢明なる決定をなすに便利であると云ふ二つの理由によつて、この方法はすべての生徒に利益を與ふるものである。第七、第八學年の始めに於て、未來の職業を決定し、後來容易に變更することを許さないような計劃は、如何なるものにも、兒童に大害を與へるものである。

と斷言し、第七學年の商業科の課程は事實上に於ては他の科と殆ど同一なるべきを主張し、唯その内容に於て多少異なる所があり、且つ短時日間の單元として、試験的な科目を加ふることを許容にして居る。八學年に至つても簿記を課するを以て尙早となし、唯單に丁寧、正直、清潔、正確、敏速、時間を正しく守ること、

決活、忠實、勤勉、注意、執着、その他商業の成功に根本的必要な各種の習慣を興ふることを主とせねばならぬと論せられて居る。

主として第七、第八學年から成立すべき我國の高等小學校にありては、この報告なり、又一般に實際上の傾向なりについては、余程注意を要すること、思はれる、これと我國に於ける高等小學校商業科の教則と比較して考へて見ることは最も必要である。小學校令施行規則十四條には次ぎのように出て居る。

商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ、勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス。

商業ハ學校所在ノ地方ニ於ケル賣買、金融、運輸、保險、其ノ他商業ニ關スル重要ナル事項ニシテ、兒童ノ理解シ易キモノヲ選ビ、國語、算術、地理、理科等ノ教授事項ト關聯シテ之ヲ授ケ。且算易ナル商用簿記ヲ授クベシ。

我々は我がこの教則を以て前に引用したアメリカの中等教育改善委員會商業

委員部の意見と全然同一の精神であると信するものである。職業の専門教育以前の職業教育として我が教則の趣旨は最も適切である。猶我々は例によりてフランスの高等小學校の商業部の課程の概要を記して見よう。

フランス高等小學校の商業部の特殊の教科は職業大意で。その第一に置いてあるのは商品學である。各學年毎週二時間づゝ。その外は一半で工業大意、一半は商業大意である。次ぎには商業地理。各學年毎週一時間宛、第三は會計及簿記で各學年毎週三時間、その中一時間は商業理論で、各種商業、交換、商業法規、輸出入税關等の説明をなす。他は簿記で、毎週二時間をこれに費して居る。速記及タイプライティング併せて三時間。(各學年)、前者は二時間、後者は一時間を割り當てゝある。なほ圖畫が一時間課せられて居る。

フランスのそれは殆ど商業の専門教育に近い、我國の高等小學校の兒童に對しては勿論程度が高過ぎる。

家事及裁縫

改定高等小學校規則に於て最も重大な變更の一つは、家事を必修科とし、しかも裁縫と合してこれを家事裁縫としてたことである。しかしながら、教則にはなほ家事と裁縫とは別々に規定せられてゐる。従前の規定によれば裁縫のみに四時間を當て、あつたものが、改定規定では、家事裁縫を併せて四時間が充當せられて居る。これは恐らく裁縫のみに四時間を費すのはあまりに過ぎると云ふ考から、家事と裁縫とを併せて四時間とし、便宜各科に適當な時間を配當する自由を與へたものであらう。從來我國の人々はあまりに裁縫を重んじ過ぎた傾向があるのみならず、無用の時間をこれに費した感がある。我々男子は實際これに對して何等の發言權を有しないとは言へ、その仕事の上から見て、あまりに多くの時間を要求して居たことは慥かである。この點から見て今度の改定は事宜に適したものと思ふ。若し多少の課外實習と家庭實習とを加へ、そして教授法について少しく研究

したならば、通常衣服の縫ひ方、裁ち方、繕ひ方では二時間を裁縫に配當する位を以て適當と思はれる。何となれば裁縫は尋常小學校に於てもこれを課してあるのであるから、これだけの時間があれば一通りの衣服の裁縫については出来るようにならなければならないからである。歐米にては衣服は出來合品を買ふか、新に注文をするかするので、あまり多くの時間をこれにかくる必要はないが、それでも極めて僅少な時間しかこれに配當しては居ない。試にハインズ氏の裁縫を含める家事科全體の案を記して見よう。時間は毎週四時間半の豫定である。

七學年の初めの四半期は衣服の手入。

同第二、第三の四半期に於ては、食事の準備及配膳。

同第四の四半期に於ては簡単な衣服の選擇及製法。

第八學年の第一、第二の四半期には食物の貯藏法、買入方、食物の研究、及その分量。

同第三の四半期には衣服着用方の經濟的及價格の研究、特にミシン及商品摸型を使用し立派な職人としての習慣を確立するの目的を以て。

同第四の四半期に於ては夏服、その使用、及手入、並に幼兒服。

第九學年の初四半期には、衣服の選擇及手入、並にその健康と經濟的生活との關係。

舊第二の四半期には、食物の選擇、並にその健康と經濟的生活との關係。

同第三の四半期には、保健住宅、疾病の豫防、第一援助、並に看護法。

同第四の半期には、家族並に個人收入。

以上の略案を見れば、衣服に關する教授の時間は、七學年から九學年に至る三學年間で、五つの四半學期、即一學年と四分の一に相當して居る。しかもそれは單に裁縫の時間は比較的少なく、多くの時間を衛生上、衣服の使用法、經濟上、手入法等にかけて居る。家事として見る時は勿論こゝまで來なければならぬ。單

に裁縫以外これらの事項は實際生活に於ては非常に必要事項である。若し裁縫のみとしたならば、恐らく毎週二時間二年間課するに比して遙かに少い時間をこれに與へて居るであらう。三ヶ年課程として僅かこの位とすれば、二ヶ年課程の我が高等小學校は、裁縫に二時間を配當することで満足しなければならないのは當然のことである。又裁縫教員としてはこの時間を以て、教則の要求する通常衣服の縫方、裁方、繕方については一通りの知識技能を與へ得るよう工夫しなければならぬことと思はれる。

裁縫と家事とを別々に教授することと、或は裁縫を家事の一部としてその間に挾んで教授することと、何れにした方が利益であるか、疑問であるが、我國としてはむしろ從來の通り別々にした方がよいかと思ふ。しかしながら我國の裁縫教授は從來多くは唯裁縫のみに費して居て、必要な多くの教材を脱略して居ることとは、前のハインズ氏の案と比較して争はれない所である。とにかく裁縫に關

しては余程の考慮を拂はなくてはならないことは確かである。

フランスの高等小學校の家事裁縫は程度が高く到底比較にはならないが、参考の爲に記して見よう。先づ第一學年には六時間を費して、細工物並にその裁方(二時間)一般縫ひ方(二時間)手藝(二時間)の教授にあて別に家事は授けない。これはすべての女兒に課するものである。

第二學年と第三學年とに於ては、普通部と商業部と、家事部とに分れて居るが、普通部、家事部には家事裁縫が多く課せられて居る。家事經濟としては普通家事兩部とも一時間づつ、細工物は兩部とも三時間、衣服は家事部で三時間、手藝は家事部で二時間、料理、室内の手入、庭園、農園、育兒等に普通部で三時間、家事部で六時間課せられて居る。合計時間數にして普通部で十一時、家事部で十九時間である。そんな譯で到庭我が高等小學校の家事科とは比較にはならない。實科高女にも勝つて多くの時間を費して居る。然るに我が高等小學校は修業年限も短

いし、時間も少いし、又勿論その程度も低いから、殆ど同じ項目を課するとしても、その實質は極めて平易なものでなくてはならない。

我が高等小學校の家事裁縫に關する規則は別々に規定せられて居るが、それは極めて大綱のみである。

小學校令施行規則第十五條。

家事ハ家事ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ、家事ノ趣味ヲ長シ、兼ネテ節約利用、秩序、清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス。

家事ハ衣食住、看病、育兒其ノ他一家ノ經濟ニ關スル事項ノ大要ヲ授クベシ
家事ヲ授クルニハ特ニ理科トノ聯絡ニ注意シ、又實習ニ重キヲ置キ、土地ノ
情況ニ適切ナラシメンコトヲ努ムベシ。

小學校令施行規則第十一條。

裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ、兼テ節約利用ノ習慣ヲ

養ヲ以テ要旨トス。

尋常小學校ニ於テハ運針法ヨリ始メ、漸ク通常ノ衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ、又便宜裁チ方、繕ヒ方ヲ授クベシ。

高等小學校ニ於テハ、初ハ前項ニ準シ、漸ク其程度ヲ進メ、通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方ヲ授クベシ。

裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所用ノモノニ取リ、之ヲ授クル際、用具ノ使用方、材料ノ品類、性質、及衣類ノ保存方洗濯方等ヲ教示スベシ。

本年(大正十五年)六月五日から女子高等師範學校で開いた、帝國教育會主催の全國小學校女教員大會に、文部省から諮問した「高等小學校家事教授の改善方案如何」と云ふ問題の答申には、「現今家事教授の缺陷」と題する項中、「教授要旨及教科書が舊態依然たること」と云ふ一項がある。同會が教授要旨について如何なる改善案を有して居るかは、この答申案については知ることが出来ないが、その「教授方

法の改善」と題する中に列舉した事項を見れば、左の如き個條が並べられて居る。

- A 教材の科學的取扱ひを十分に考慮すること。
- B 實驗實習を重んじ、殊に其の過程を尊重して、之が指導開發につとむること。
- C 特に自主的學習を重んずること。
- D 家事的趣味の養成につとむること。
- E 精神訓練に意を注ぎて、國民教育の本旨の徹底をはかること。
- F 他教科との關係を考慮して、十分の聯絡をはかり、特に理科との關係を密接ならしむること。
- G 家庭との聯絡をはかり教授の徹底を期すること。

と云ふ諸項があるが、今これらを通觀するに、同答申書の内容は從來行はれた一定の家事的取扱方を、型の通りに授くることに満足せず、科學上の理法を應用して工夫創作を重んじ、應用自在ならんことを欲するが如き意志が十分に窺はれる。

その教材の科學的取扱ひを十分に考慮すると云ひ、實驗實習の過程を尊重するといひ、自主的學習を重んずると云ふ如きは、實にこの意見の發露せるものである。かくてこと始めて家事的趣味の養成も出來、理科との聯絡も亦實際に取れることとなる。教則には「家事的趣味ヲ長シ」といひ「特ニ理科トノ聯絡ニ注意シ又實習ニ重キヲ置キ」と述べてあるが、その教授の精神たる自主的學習、工夫創作を重んずる方法を確立するにあらざれば、到底家事に對する趣味も起らなければ、理科との聯絡も十分に取れない。我々は若し理科が十分に兒童の實生活に應用せられたならば、家事科の如きは設けなくても自然にこれを自得して來る。否却つて在來の型に捉はれた家事を授けて、それで安心して居ては、後來之れが實用に際して、何等新しい考が起つて來ないが、若し理科を十分に實驗的に學習せしめ、そしてこれを諸方面に應用することに習熟さして置きされれば、他日必要な場合には如何なることにもこれを應用することを得なければ、むしろ型には

まつた家事を授くるよりも、理科を家事方面に實驗的、實用的、應用的に學習せしめた方が、有効であると論ずる人さへもある位である。しかし一般には家事としてこれを授けなければならぬことは何人も否まない所であらう。が、たゞ型にはまつた家事的方法のみを學習せしめないで、何處までも自主的に、科學的に、學習せしめたいと云ふのがこの答申の趣旨であるらしい。こゝに従來の教則に對して大きな不満があるようである。

次には教則中にも節約、利用、秩序、清潔等の習慣を養成すべきことが明かにしてあるけれども、該大會の意志では、更に進んで精神的訓練にまでこれを及ばし國民教育の本旨を徹底せしめんとする位重要な教科として、これを取扱ひたいと云ふのであらう。

これを要するに、女子教育大會の意向では、この二點に於て家事科の教則を改定せんとする意向であるようであるが、我々は全體としてこれを賛成する。理

科其の他の諸科のと聯絡を保つべきことを明かにしてあることは、幾分自主的學習、工夫創作の能力を養成するの趣旨を含んだように思はれないこともないが、その點は今の教則には十分に現はれて居ない。これは大に考慮せねばならぬ重大な問題である。しかしながら、本科を大に重んずる所から、これによりて國民教育の本旨の徹底をはかると述ぶるに至つては、あまりに本科の効果を過大視するものと言はなければならぬ。何となれば國民教育の本旨を徹底せしめるが爲には、何れの教科も等しく協力してこれに貢献すべきものとあるからである。

裁縫については多く言ふべき所がない。唯前に引用したアメリカの教授内容に比して、特に目立つて缺陷を感じて居るのは、衣服と衛生との關係である。衣服が衛生上に大關係あることは言ふまでもない所であるが。これに關する注意が比較的に閑却せられて居ることは事實である。我國の教授内容に於てこの考は何れの點に於ても缺如して居る。それは裁縫科のみではない。但し裁縫科に於てこ

れを授くべきか。或は家事科に於てこれを授くべきかは、何も一定して居るものではないので、必こゝにこれを規定して置かなくてはならぬ必要があると云ふ譯ではないが、衣服の保存方を裁縫科教授の内容中に置くならば、一層裁縫と關係のある衣服と衛生との關係を知らしめ置くことは、更に必要ではあるまいか。それに又衣服の着方並に材料買入れについても、多少の時間を與へることも亦決して不必要ではないであらう。

第十節 體操科

體操科と云ふ名目は極めて狭くて、甚だ不適當な名目であることは、既に一般に承認せられて居る所である。しかしながらその名目の如何に拘らず、我々は廣い意味に見てこれを取扱はねばならぬ。

體操は身體活動の上から考へて、あらゆる筋肉を動かし、且これを秩序的に練習

することの出来るように工夫せられ、短い時間に身體各部を漏れなく活動せしむることは最もその長所とする所である。その缺點は興味が添はないことである。興味のない所には自ら進んでこれを試みようとする熱心を缺くのみでなく、身體の發育は單に身體のみでなく、精神状態が大に關係あるものであるから、身體活動以外精神を快活ならしむる運動が、體育上には頗る有効である。

この點から言へば幼兒にありては自由遊戯、稍々長じては各種のスポーツを課するを以て體育上最も適當とする。スポーツは多種多様の身體運動と共に、精神上的活動を要し、且つ快活なる精神を以てこれに従事するを以て、自ら進んでこれを試みんとする傾向を有して居るから、體育上には最も有効なものである。されば體育上に利用するには、自由遊戯とスポーツを以て最も適當とする。しかしながら、短い時間に身體各部を調和的に働かす爲には、勿論體操を課することは當然であるのみならず、後來忙しい仕事に従事して居る人々が、少時間を利用して

運動しようと云ふ爲には、何等かの體操をなすを以て有効とするから、その準備の爲にも、學校に於て體操をなさしむることは勿論必要ある。特に多くの人々が同一の運動をなす場合も多くあるから、その練習の爲には體操は頗る必要である。されど若し體操とスポーツと何れを重んずべきやと云ふならば、私はむしろスポーツを主とすべきことを主張する。この點に關してク羅斯氏は殆ど同様の主張を有して居る。(「ザ・ジュニア、ハイ、スクール」一三六—一三七頁)

ジュニア、ハイ、スクールの年頃のものに對する體育の實際、及思想の傾向は形式的の體操から去つて次第にその主要な部分をゲームや、アスレヂックス、並に一般民衆のダンスに費す傾向に向ひつゝあるのである。學校の運動として體操を用ゐることは、それが矯正的な利益、その他多少の重要性を有することによりて、これを保存せらるべきこととは言ふまでもないが、主要な、そして唯一の運動法としてこれを用ゐる時は、動もすれば身體運動を嫌ふ心を

起さしめ、近世の坐業的生活の弊害を破る爲の身體上の保養について、大人の興味の基礎を確立せしむるよりも、むしろこれを破却するものである。若し後者を適宜に施す時には、殆ど全く前者の利益を與へるのみでなく、加ふるにある社會的利益をも與へ、更に永久に渉る體育的休養の趣味を養成することが出来る。そは生徒の團體をして自ら進んで競技的活動に加入する傾向を養成するであらう。

從來我が教則は正にこれと正反對な態度を取つて居た。然るに時世の推移は著しい相違を來たしたのであるから、今後これを改むる必要があることを大に主張しなければならぬ。即小學校令施行規則は左の如く定めてある。

體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ、四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ。以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ。精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ。兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス。

尋常小學校ニ於テハ體操、教練及遊戲ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ、漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クベシ。又男兒及女兒ノ別ニ依リ。其ノ授クベキ事項ヲ斟酌スベシ。

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クベシ。

土地ノ情況ニ依リ、體操ノ教授時間ノ一部、若ハ教授時間ノ外ニ於テ、適宜ノ戶外運動を爲サシメ、又水泳ヲ授クルコトアルベシ。 (下略)

スポーツを認めて土地の情況によりてはこれを課することを得る第四項の挿入は、體操一點張りの本條の規定を幾分緩和せるものであるが、我々はむしろ本條の教則を以て主客を轉倒したものと思ふ。

アメリカの教育家はジュニア、ハイ、スクールに於ける體育の時間に大に衛生上の事項を授くる必要を力説して居る。理科に於て生物に關する事項や、人身生理を授くる際に、この衛生上のことを教授する機會は始終あることは勿論であるが

非常に衛生を重んずる米國に於ては、それに満足することは出来ないと思へて、本科に於てもかくの如くこれを授くべきことを大に主張して居る。我國の教則中には何等これに言及する所はないが、我々としては少くとも深くこれに注意し、時にふれ折りに應じて、これをこくることは至極必要であらうと思ふ。特に雨天の際など衛生講坐を開くことも、或は又、ある時期を選んで衛生教授をなす等の必要もあるべく、それ等は各學校に於て適宜取捨すべきことである。

猶最後に一言すべきは、ク羅斯氏が特に注意せるように、此の時期に於て男女の性別が略々完成する時期であるから、性に關する教育を何等かの形式を以て授くることを必要とする。但その方法は慎重なる注意の下に、各自の可なりと信ずる方法を以てこれを行ふことが最善の方法である。

以上各科教授に關し新たな意義を有する高等小學校の立場から見て、その教授す

べき事項を極めて大體に涉つて研究した次第である。單に尋常小學校の繼續たる意味を以て規定せられて居る今日の教則は、實は本年四月に、こゝに改善せられるべき運命を有して居るものであつた。實際その二三は改善せられた。併しその他の部分も猶多く改善せられねばならぬ運命を有して居る。著者はそれらの改善すべき條項について多少の意見を提出したに過ぎない。そは一般國民の中等教育であると云ふ見地から之を觀た意見である。青年前期に屬する心身の發育旺盛な年頃に適應すべき教科として觀た上から考へた考を披瀝したまでのことである野口福島縣師範學校主事の所謂「明るい教育にしたい」と云ふ。そして卒業後に於ても益々進んで實際的に研究せんとする意氣を損はないようにと云ふ考の下に、一言にして言へば、進取的の青年の性質に適する教授事項をと云ふ意味を以つて自己の考を提出したに過ぎない。著者は世の教育家諸君が改善せられた高等小學校の思想を以て、更に深く々々各教科について研究せられんことを希望してやまない。

第六章 男女共學論

高等小學校は從來男女共學が通例であつて、都市などに偶々女兒のみの高等小學校、男兒のみの高等小學校が存立して居る位であるから、別に事々しく高等小學校について男女共學論を強調するの必要を認めない。しかしながら、若しこの改善の時期に際して別學を主張するものがないでもないと考へるから、こゝに極めて簡単に共學の有利なことを略論して置きたい。詳細は他日公にすべき拙著男女共學論を見て戴きたい。

小學校では政府も男女共學を許容して居るが、それでもその思想の根本は何處までも男女を別々に教育すると云ふことにあるようである。即男兒と女兒とが各一學級を組織するに足る時はこれを別々にすべきことを命じて居る。して見れば政府の所見は若し經濟上の事情が許すならば、學校も別々にするがよいと云ふ結論に達するかも知れない。しかしながら我々は經濟上の理由は全然別にして、

なるべく共學を主張するのである。それは小學校は勿論、中等學校も高等の諸學校も同様である。唯教育上男子のみを目的とし、若くは女子のみを目的とする所に於ては、勿論別學でなくてはならない。

多くの人は何故に別學を主張するかと云へば、その理由とする所は、第一は性の問題、第二は教育上の問題からである。第一の性の問題と云ふのは、若し男女を同じ所で教育すると、動もすれば風紀をみだす恐れがある。男女相近づけばと云ふ風紀紊亂の事實が起り易いから、成るべくこれを遠ざけて置く方が安全だと云ふのである。第二の理由は男女はその性質及業務を異にするから、これを同一の教育の下に置くは教育上甚だ不利益であると云ふのである。これに反して共學論者は風紀上の問題に關しては共學の方がむしろ利益があるし、教育上の方面に於ても遙かに有益であると主張するのである。

男女間の風紀問題について非共學論者の主張する所は、たゞさへ男女は相近づ

かんとする傾向があるのに若し同一の教室に於て相接せしめる時は、必風紀紊亂の事實が起つて来るのは當然のことであると云ふのである。が、共學論者はこれに對して、男女を全然區別して教育することは却つて男女の道徳を亂す基となる。男女はその性質上相近かんとする強い傾向を有して居る。若しこれが接近を妨げ相接する機會を全く無くする時は、却つて相近かんとする傾向を強からしめ、種々の問題を引き起すものである。特に異性について何等の知識を有しない男女はよく誘惑にかゝり易く、やゝもすればその身を誤ることが多いのは、よく世間においてふれたことである。それに學校にて如何に男女を區別して相接せしめんとしても、校外にては自由に、無監督の下に相會するの機會を有するを以て、却つ危険をかす恐れがある。それに又男女相接せざる時は、双方共に、偶々相接する時、はにかんで十分に言語をさへも發することが出來ないような不自然な状態になる。

これに反して幼少の時から男女相接して學ぶ時には、相互に極めて自然に、殆ど同性と接する時の氣持と同じように、そこに何等の不自然を感じない。かゝる場合に男女貞操の重んずべきことを強調して教訓を與へれば、彼等は男女間の道徳の重んずべきことを痛感する、それに始終相接するを以て何等の好奇心を感じることもなく、且ある程度までは、異性との接觸心を満足して居るので、強烈な引力を感ずることなく、特に相互に他の性質を相知ることが出來て居るから、ひやみにその誘惑にかゝる憂がない。

高等小學校の兒童は青年前期に屬し、春機發動期に面し、やがて春情の發動せんとする時期であるとは言へ、まだ子供時代を出たのみであるから、強く性の要求を感ずることがない、加ふるに教員の權威は十分に認められる時代である。従つて教員の指導さへよかつたならば、決して間違の起り得る氣遣はない。否却つて男女道徳の尊重すべきことをよく悟らしめ、且つこれを實行せしめ得ることは我

々の深く信じて疑はない所である。

別學論の第二の主張は男女の性質傾向の相違からその教育を別にした方がよいと云ふのである。されど、若し、他日、男女が全く別々な生活をなすべき運命を有するものであつたならば、その性質傾向の異なる男女を別々に教育することは或は可ならんも、他日是非相寄り相助けて同一生活をしなければならぬ運命を有して居る男女が、相互に諒解なくて生長すると云ふことが、果して正しい方法であらうか。もし性質傾向が異ると言へば同性間に於ても大變に異つて居る。そしてその差異は異性との差よりも一層甚しく異なるものもある。教育は同一の性質傾向を有するものゝみを集めて教育するよりも、むしろ性質傾向の異つたものを集めて教育する方が却つて有利な點もある。それは異つた性質傾向のものが多くあると云ふことを知り、又相互に相補ふて始めてよく人間の生活が營まれるからである。勿論男女共學は種々の點に於て困難があるであらう。しかしながら、困難があるの

は別學に於ても亦同様である。男女が相互に相知ることは彼等が他日世に立つに當りて非常に大きな利益である。彼等は決して異性の誘惑に迷はされることなく相共に協力して人生の荒浪を乗り切ることが出来る。しかも女性は女性としての美を損することなくして、よく男性の強い所を學ぶことが出来る。男性は更に男性美を發揮して、よく女性の優美な點を受け入れることが出来る。元來女子は男子に、男子は女子に尊ばれ愛せられんことを希望する所から、各々異性の面前に於てその讚美を受けんことを欲して、その固有の美點長所を發揮すると共に、他の美點を諒解することが出来るのである。その結果として男女相互に尊敬して、從來の如き女子輕蔑の風はなくなるわけである。しかのみならず、双共よく努力するようになつて来る。それが爲に學力が大に進歩する。英國のセシル、グラランド氏はその學校の生徒の風儀悪しく、且つ努力して學習しない風を救はんが爲に、以前は男子のみの中學校であつたのを、殊更に共學の學校となし、以てこの弊害か

ら脱出することが出来たのである。更に又共學は學校の空氣を愉快ならしめることが出来ると云ふ大きな利益がある、多くの學校からは不良少年がよく製造せられるが、これはその生徒の性質にもよること勿論であるが、多くは家庭や學校が彼等の感情を満足せしむるに足るほどの温味を缺いて居る處から起ることが多い。されば學校並に家庭では、出来るだけその生活をして趣味あらしめることが必要である。共學は學校に温味を附與する上に於て最も有力な原因となるのである。そして又學校の仕事を遂行して行く上に於て男女各々その長所に向つて勞を取る所から、學校としては非常に便利である。これらの諸點を考慮して見れば、男女性質の異つたものを、同一の學校で同一に學ばしむると云ふことは多くの利益があつて害はない。害があるといへば教員の面倒と設備を別々にせねばならぬ位のことであらう。

第三は男女は各々その後來の仕事を異にして居るから、従つて學ぶ所をも異にしなければならぬと云ふ論據から、共學に反對するものがある。これは一應尤もな意見のようである。が、學校は職業に關することのみを教へるのではなく、人として、カルチユアーとして、學ぶものも多くある。たとひ職業としての學科を教へるにしても、近頃の婦人は職業婦人として各種の職業に従事するものが多く、又婦人に適する職業も多くある許りでなく、大抵の職業は婦人も亦これを爲すことが出来ると云ふことは、歐洲大戰が十分にこれを證明して居る所である。従來男子のみに適した仕事だと思はれて居たものも大抵は婦人もまたよくこれを爲し得るものであると云ふことは歐洲大戰の經驗によりて教へられた。これに反して婦人に適する仕事だと考へられて居る仕事も、男子にも亦よく適して居る仕事があるの言ふまでもない。特に女子専有のように考へられて居る家事の如きは、男子も亦これを心得て居なければならぬ事が多い。特に中等學校の如きは男女とも共同に學ぶべきことが大部分である。若し學校の教育方針が出来得る

だけ自由で、各々その學ばんと欲する所を學び得る組織になつて居れば共學は更に一層適して居る。今後の學校は次第に斯くの如き組織になつて來るであらうし、又さうしなければならぬ。唯すべての生徒に共通に學ばしめなくてはならぬ必修科目だけを定めて、これを強制的に學習せしめさへすれば、他は皆自由に任かせて宜しい。かうなつて來れば、何も男女學校を別にする必要はない。同一の學校にありては各々その志す所を學習することが出来る。これは共學の學校に於てのみでなく、別學の學校に於ても、男兒は男兒の中にありて、それと異つた性質事情のものが多くあるし、女兒は女兒の中にありて、それと異つた性質事情のものがあるから、これにする各種の選擇科目を設けて置くことが至當である。共學にすれば多少この選擇科目を多くするに過ぎない。若しそれ専門學校以上の學校には、男女各々自己に適する學科を教授する學校に自由に入學し得ることにして置けばそれで宜しい。尤も我々は何も盡くの學校が共學でなくてはならぬ

と云ふことを主張するものではない。男子のみの學校があつても宜しい。女子のみの學校があつても差支はない。要はたゞ自由に共學の學校を設け得ることになれば宜しい。たゞ何れかといへば我々としては男女共學がむしろ教育上有利だと主張するのみである。

以上は専ら教育上から論じたものであるが、經濟上からこれを論ずれば、共學が有利な場合と不利な場合とがある。若し一つの學區に於て、男兒の爲にも、女兒の爲にも、學校を設けなくてはならぬと云ふ場合に當り、これを一つの共學の學校として教育することが出来るものとすれば、これを一つとした方が經濟上に都合が宜しい。二つの學校を經營すれば、それだけ多くの費用を要することは言ふまでもない。然るに二つの學校にしなければ教育上不利であると言ふ場合に、この二つを各々共學の學校となす時は、經濟上からのみ論ずれば共學の學校の方が不利である。共學の學校はその設備に於て、教員に於ても、双方に適した施設

をしなければならぬから、自然多くの經費を要するのである。尤もこれは極大體について述べたもので、實際上にありては、そんなに簡單には行かないことは勿論である。

高等小學校の兒童は漸く青春期に達した位で、あまりに風紀上の問題については憂慮する程のこともあるまいと思はれるが、經濟上の問題は當該町村に取りては頗る重大なことであらう。今日多くの高等小學校は尋常小學校と併置されて居て、そして男女共學となつて居る。我々は單獨設置を主張すると同時に、共學を有利とする、若し高等小學校の單獨設置を主張すると共に、男女別學を行ふたならば、それは經濟上到底實行せられないであらう。

第七章 高等小學校の教育方針

以上高等小學校の教育について各種の方面からこれを研究した。それは我が國の高等小學校獨特の性質から見て、かくならなければならぬと云ふ考に基礎を置いて立論したものである。かくの如き學校の組織設備の上に施すべき實際教育の方針如何は最後に論究せられねばならぬ最も重要な問題である。

第一節 教育の方針

教育には教授訓練の二方面があることは以前から論せられて居る所である。しかしながらこの兩者を明かに區分すべきものでないことは、多くの教育者の論ずる通りのことであつて、我々も早くから唱導して居た所の意見である。若し教授は重に知識に關し、訓練は主として意志に關するものであるとしたならば、知識

と意志とは全然別個のものを見なければならぬ。然るに今日の心理學はこれを別物視しないで、この兩者は一つの心的活動の兩方面の現はれであると論ずる所から見れば、單に知識のみに關し、或は意志のみに關する活動はない筈である。知識に關するものは必意志に關係を有して居る。この意味から言へば、教授と訓練とは單に概念上のものに過ぎないことになる。これに反して、ある一定の時間に教室に於て、一定の教科を授くるものを教授とし、教授時間外に於て、教科以外のことを爲さしむることを訓練としたならば、それは學術上の區別でなくて、全く便宜上のものに過ぎないことになるのみならず、明かにその區別を立てることさへも出来ないことになる。されどこの言葉は以前から使用せられて居て、至極重寶なものであるから、今我々が高等小學校の教育の實際を論ずるに當つても、やはり従來の言葉に従つて、教授と訓練との二つに分けて論じて見たいと思ふ。その意味は極めて通俗的なものであつて、教授時間中に於て、教場其の他で授くるもの

を教授と稱し、その以外に於てする活動を總稱して單に訓練と呼び、そして前者は主として知識に關し、後者は主として意志に關すると云ふ位のものである。で、我々は先づ教授から始めて見たい。

高等小學校の教授の方針を決定する基礎的原則としては、二方面のことを考慮しなければならぬ。第一は前にも屢々述べたように、此の時代の兒童は青年前期に屬し、身體精神共に俄然として迅速な發達を示し、活氣横溢せる年頃であること。第二は高等小學校の兒童は、大部分、卒業後直に實業に従事する境遇にあると云ふ事實である。この二つの原則を常に胸中に持して教授の方法を講じなくてはならぬ。従來の尋常小學校の繼續としての教授の活氣のない復習に過ぎない教授を棄て去つて、清新な活氣のある、そして範圍の廣い、活動力を多く要するような教育をしなければならぬ。しかもそれは出来るだけ實際的でなくてはならぬ。換言すれば、實科中學校の教授の形式を取らねばならぬ。しかしながら實科的な

中等教育といつた所で、一つの職業を學ばせるのでは無い。唯その教材を出来るだけ多く實際的ならしむると云ふに外ならぬので、つまりそれこそ眞正の意味に於ける教育である。されば我々はその年齢と卒業後の生活とに注意して、眞正の教育を施すにあると云ふことになるのである。此の考から我々の第一に設定する教育方針としては、

第一、高等小學校の教授はなるべく兒童學習の自由を尊重せねばならぬ。

と云ふことである。我々は選擇科目を多く設置すべき説を主張した。そして必設科目も亦なるべく多からんことを希望した。それは兒童等が自ら自己の欲する所の事柄を自由に選擇して學ぶことが出来るようにと云ふ考から、かくの如き教科課程案を唱導したのである。一教科についてもこれと同様に、なるべく、その教材を自由に選擇して、その兒童の發達に應じてこれを研究せしむることが必要であると思ふ。教育は何としても興味を起させることを主としなければならぬ。

それにはある一教科の全部を滿遍に授けた所で興味は起らない。ある一二の事項をズット深く研究すれば、そこには興味が湧いて来る。それに又一般的の淺薄な知識では實際上に役に立たぬ。ある一つのことをやらうと思へば、その事を十分に研究してかゝらなければならぬ。すべて教育を實行的ならしむるにはこの點をよく心得て居なければならぬ。唯實業科を課したからとて、それで實業化すると云ふものではない。即唯々實業科を課せられたからと言つて實業を愛好して、そこに力を注げるようになると思ふものではない。そのことを自ら深く研究してやつて見て、始めてそこに興味を感じ、それに對して全力を盡さうと思ふ氣になる。されば理科にしても、實業科にしても、家事科にしても、參考書と特別教室とを設備して置いて、教員の指導の下に、單獨なり、共同してなり研究するようにさせることが、すべて實行的となり、且興味を起す基となる。又彼等の勢力を適度に費消せしむる上に於ても良好である。何となれば彼等はその力に應ずるだけの進

歩をますからである。斯くの如き方法を取らんが爲には又、

各科は大體として自學自修の方法を取るようになくはならぬ。

前にも述べたように、ある事項を選択して自らこれを研究する爲には、多くの時間を要する。で、盡くの教材を十分學ばしむことは出来ないのみでなく、一齊にこれを教授することも亦不可能である。盡くの児童を揃へて一齊に授けようとするには、勢い、加減、これを濟まさなくてはならぬ。そして十二歳以上になれば、自ら進んで學習することは決して六かしいことではない。私の経験によれば十一歳以上の児童はソロ／＼自學することが出来る。すべて教育は自ら學ぶ所に最もよく伸びて行く。教員は出来るだけ消極的でなくてはならぬ。教員の消極的な所に児童は積極的になり得るのである。たゞ教員は児童が自ら學ばんとするに適する環境を作つてやるのが大切である。これは教員の仕事として中々大きな仕事である。児童に適する参考書の選擇購入、器具器械の設備、それらの保管等

に至るまで、教員の仕事は表に現はれなくとも中々やりきれないほど多分にある。

斯くの如き方法を取る爲には教員はその教科に精通して居なければならぬ。若い教員には少し困難な仕事ではあるが、それはやむを得ない。つとめて勉強して早くその職務に適するよう、豊富な知識技能を獲得するより外に道はない。しかのみならず、自學自修は單に讀書によるの外、實驗室に於ける實驗、實習場に於ける實習等にも適用せられなくてはならぬ。教員はこれらの方面についても十分の知識と技能とを有して居なければならぬ。これは中々困難な仕事である。高等小學校の教員はこの點から見て優秀な教員でなくてはならないことも當然なことである。以上の如くにして教育せられた結果、児童はすべて自發的に傾き、活動的となり、又實際的となるが、更にこの學校の性質上から見て一層實際的ならしめんが爲には、

第三、附近の實業家と聯絡を取りて、その實際の状況を視察し、又その談話

講演を聞くことをつとむる。

ことが必要である。これは單に實業上の知識技能を得るに止まらず、その氣分を養成する上に於て非常な利益を與へるものである。アメリカでは工場と約束してある期間工場に於て勞働に従事し、その期間が終つてから又學校に歸りて學業を受くるが如き方法を取つて居る學校もある。我が高等小學校ではそこまで立ち入つて實際上の練習をなすことも出来ないが、各種職業の實際を視てその知識を得ることは何よりも大切である。更にその視察した所、聞いた話について、教員と兒童とが相集まつて討論研究をなすことが出来れば一層有益であらう。或はかくの如きことの爲に時間を費すことは、教授細目を遂行する上に於て不可なるが如く考へる人がないでもないが、それはあまりに學校の教授や細目に拘泥したものである。前にも述べたように、一般的に排列した知識を得ることも大切であるが、それよりもある二三の事項について、ある程度まで、深い實際的な知識を得る方

が遙に有益であることを忘れてはならない。從來學校教育が非實際的であると非難せられて居たのは、他にも種々の原因があるが、理想的に、漏れなく、並列した知識を一通り授けることが、非實際的になる一つの重要な原因である。しかのみならず、かくの如き方法では、兒童がその教材に對する興味を感じ得ないので、こゝに大なる缺點が表はれて来る。教育を實際的ならしむる爲には、形式的に流るゝことは何處までもこれを避けねばならぬ。唯單に實業科を加へたのみでその希望を達することは出来ないことである。

かくの如き教授の方法を取ることは、今日の中學校の實際とは餘程かけ離れて居る。しかも我々は高等小學校の教育は中等教育の方法を採用せねばならぬと云ふことを強く主張して居る。しかし我々は今日の中等學校の實際を以て、眞の中等教育の實が擧つて居るものとは考へて居ない、眞の中等教育はこゝに論じたような方法が即ちそれであると我々は考へる。つまり我々の主張する中等教育はド

ルトン、プランを更に實際化したものでなくてはならぬと云ふのである。

第二節 高等小學校に於る訓練

訓練は教授の一面である。教授の方針によりて訓練の方針が定まつて來ると同時に、訓練によりて教授が全うせられる。實を言へば我々の眼には唯教育がある許りで、教授とか訓練とかの別はないのである。たゞ前にも述べたように、便宜上教科に關することを教授とし、それ以外のことを訓練とするのである。

學校の訓練を以て意志の陶冶とし、兒童の嫌惡する事柄を強いて爲さしむることを以つて能事とするが如きは、決して彼等の意志を訓練する所以ではない、興味のない事物を何日までも續けることは何人と雖も不可能なことである。何等かの興味か希望を以てこれに著手したものでなくては決して永續するものではない。熱心にそして全力を盡してその事業に従事するは、そこに必その人の興味と希望

が存するからである。従つて學校に於てもこの大法に準據して、兒童に興味と希望とを與へて、その仕事に熱心努力するよう導かねばならぬ。こゝに教員としての技能が大に存するのである。

教授上にも興味を以て中心としたように、訓練上にも亦興味を以て中心としないでならぬ。こゝに意志が自然に鍛練せられる。學校を以て愉快な場所となしそれが爲に努力せんとする考を養成しなくてはならぬ、我々はかゝる思想の上に我が高等小學校の訓練方法を決定しなくてはならぬと信じて居る。勿論青年の興味は各方面に現はれて來る。身體の活動的方面にも、或は感情的方面にも、又知的方面にも現はれて來る。身體の活動方面に現はれて來た興味は規整せられたものとしてはスポーツその他これに類似するが如き活動となり、それが墮落の傾向を帯びたものは暴力的の鬭争となる。その感情的なものは音樂藝術の愛好となり、又動もすれば戀愛となつて現はれる。知的興味としては各種の觀察研究を主とす

る行爲となつて現はれて来る。さればこれらの心身の活動に於て現はれる興味については、教育者はよくこれを指導して、つとめて誤なからしめんことを期しなければならぬ。去りとて又あまりに神経的に青年の活動的興味を阻止するまでに至つてはならぬ。人間は誰にでも自衛的な考があるものである。それと同時に又、各人それ相當に自己の行爲について自ら判断し、自ら規正することが出来る。この自己規正、自己判断は我々に取りて誠に大切なものである。さればこれ等青年の指導者教育者はつとめて、これらの自己判断、自己規正、即自活自律を妨ぐることなく、彼等自身の興味、趣の越く所によりて活動せしむることを主としなくてはならぬ。たゞ彼等は人生の経験少く、理性の發達も亦未だ十分でない所から、過失も亦極めて多いのは言ふまでもない。指導者たり教育者たるものはあらかじめこれに注意し、助言を與へ、又は過失ある時はこれを正し、行きつまつた時はこれを援け、甚しき失敗をなすことが明かな場合にはこれを禁止する等、適當の

處置を取らなければならぬ。概して言ふ時は、出来るだけ兒童の自動自律に任せなくてはならぬ。

この原則は前にも述べたように、教授に於ても、訓練に於ても全く同様である。この両者が教育の兩方面―たとひ十分にこれを區別することは出来ないにしてもである以上、固より同一の原則によらねばならぬ。換言すれば訓練に於ても亦各人の興味を主とし、その自發活動を本として行かなくてはならぬ。それに又高等小學校の性質として實際的な方面と、明るい方面とを加味しなくてはならぬ。明るい方面とは希望を有せしむることである。かくの如き考を以て積極的に訓練を施して行けば、別に教授と云ふものを課しなくても十分に教育して行くことが出来る。積極的な訓練を施す時は教授といへる形式を取ることなくして思ふ存分の教育を遣つて行くことが出来る。例へばアメリカのフィラデルフィアにあるホルムスジュニア、ハイ、スクールの如きは、全然訓練的な教育法によりてその教

育を施して居るようである。同校長タマス、チンダル女史、教諭マイエルス女史の共著にかゝる「ジュニア、ハイ、スクール、ライフ」は實にこのホルムス學校兒童の生活を記録したものであるが、その實際生活は殆ど通常の意味に於ける教授と云ふものはなく、主として自學自修、自治的訓練によつて教育せられ、教師は實にその指導者の地位に立つて居るように窺はれる。訓練をかく積極的に見る時はその範圍が非常に廣くなつて、その意味も大變に異つて來るが、我々はそこまで訓練の範圍を廣めようとは思はない。しかしそれと同時に、また從來の訓練たる唯消極的、制限的な方面のみを訓練だとは考へない。訓練はそんなに狹義のものであつてはならない。ある程度までは積極的でなくてはならない。

更に又訓練は積極的であると同時に又命令的のみであつてはならない。出来るだけ自發的、自治的、自律的でなくてはならないことは前に述べた通りのことである。教師は後からついて行くような訓練法であつてほしい。教師が先きに立つ

訓練の法は決して悪い方法ではない。しかしながら生徒が自ら進んで活動して敢へて教師の先導を待たないと云ふようになれば一層よい訓練である。かくの如き思想の下に施す訓練は、更にこれを二つに分けて考へなくてはならない。第一は學校の生活に規律を與へるもの、所謂自治的制度と稱するものである。第二は研究組合、娛樂クラブ等である。が、これらはすべて自治的組織を取る。

自治制度、自治制度は學校の秩序規律を保つ上に必要な制度である。學校としては極めて大體の規則を定むるに止まり、その範圍に於てはすべて學生の自治に一任し、學校はこれを指導するに止まる。この制度は一方學生の社會的法制的知識技能を増進し、一方自律的の習慣を養成するに最も適當して居る。學校から定めた規則は生徒に取りては受動的であるが、自治的に生徒の定めたものは自己に責任があつて、自ら進んでこれを守らなければならぬ。これには學校全體の規律に關するものと、學級のみに關するものがある。

學校若くは學級全體に關する規律を定め、又定められた規律を遂行する爲に全體を監視して行く爲には、無論役員が必要である。役員の名稱その人數ともに學校がこれを定め、或は生徒がこれを定める。そは全くその宜しきに從へばよい。その任命は校長の指名によるか、或は選舉によるか、或は双方を併用するか等は、その事情の如何によりてこれを定める。

學校若くは擔任教員はこれが指導となり、相談相手となつて、これを助けて行かねばならぬ。又勿論これが監督者となつてその適當に行はれるや否やを監視しなくてはならぬ。すべて彼等の實行する所は必一應は學校若くは擔任教員に相談しなくてはならぬ。否かは事柄にもよるが、重大なことは必その許可を受けて實行せしむるようになければなるまい。如何に自治だと言つても何等の制限もなく役員が勝手に實行すべきものではない。自治の趣旨精神の存する所は十分に諒解せしめて置くことが必要である。かくて我々は國政

上に於ける自治の意義とその運用とを知らしめ、選舉の意義をも實際に悟らしめることが出来る。所謂公民教育なるものは斯くして實際に授けることが出来る。公民教育の如きものを唯空に授けたとて生徒は殆どこれを諒解することは出来ないであらうが、小さな團體に於ては、これを實行して見れば、政府と自治團體、又自治團體自身の活動等について自己の經驗によりて、よくこれを理會することが出来る。

自治制度の目的はその團體の活動をして圓滿ならしめ、以て團體自身の利益を増進するに存するものである。つまり學校若くは學級の學習を容易ならしめ、又各種の研究的仕事をよく行はれしむることを主眼としたものである。故にこの制度は學校のあらゆる活動の根本となるものである。

次に第二の研究的、娛樂的、運動的の各活動は如何なる種類のものがあるかと云ふに、今日の高等小學校に於ては課外活動がこゝまで發達したものはないではな

いかと思ふ。多くは學校からの指導命令によりて多少行はれて居るに過ぎない位に想像せられる。アメリカに於てはこの方面の活動が非常に盛である。近年特にフールド、ウォーク(校外活動)として行はれて居るものは實にこゝに言ふ訓練の一種に過ぎない。ヴァン、デンバーグ氏が其の著「ジュニア、ハイ、スクールの意義」に於て、この校外教育のことについて述ぶる所によれば次ぎのようである。

アメリカに於ては、この數年間、經費不足の爲學 校舎を建築することが出来ないのと、一方、生徒は續々蝟集して來るのとで、校舎の不足を來し、それが爲に非常な困難を感じて居る。これと同時に、學校の教育と社會生活の實際とが次第に隔離して來たのであるが、若し教育を以て他日の社會生活の準備をなすものとしたならば、この兩者の分離は甚だ悲しむべきものである。宜しく學校教育を今一層社會生活の實際に接近せしめなくてはならぬと云ふ意見が、教育學者の中に大變に盛である。この兩者即一方には校舎の不

足と、一方には學校と社會との接近の必要になり、盛に校外活動が行はれることになつた。つまり一方の組が校外に出て居る中に、他の組が學校を占領すると云ふ風になつて來て、校舎を二重に利用すると共に、學校教育を社會生活の實際と接近せしむる一舉兩得の計畫が廣く行はるゝに至り、特にニューヨーク市に於ては盛んにこの方法が採用せられて居る。

ことを説明し、更に進んで校外活動は大都市に於てのみならず、地方の小都市及農村に於ても十分に實行が出来ることを説明し、そして又、各教科に於てこの校外活動の必要な理由を説述して居る。

かくの如く見る時は、校外活動は無論教授の一方面たるものであるが、前にも屢々述べたように、教授と訓練とは決して明確に區分することの出来ないものである以上、これを訓練と言つても宜しい。特に私のこゝに説明せんとする所のことはヴァン、デンバーグ氏のように學校の計畫として全生徒が一齊に活動するのでな

く自治的に有志の生徒が自ら計畫して、クラグ的に設立するものであるから、特に訓練的なものとしてこれを挙げたのである。今その二三の例を示せば左の如きものである。

知的團體に屬するものにて、農村地方に屬するものは農村研究會の如きもので、農業教員の指導の下に、殊に農村、經濟農村生活の實狀を調査し、又は統計によりて數字上にこれを調査するが如きこれである。商業地方であるならば、その地の商品の種類、商店の經營、運輸交通、顧客の狀況等につき、實際の事情を調査するが如きこれである。工業に屬するものは、各種職工の賃錢、勞働條件、仕事の繁簡に關する實際上の事實を調査するが如きこれである。そしてこれの會合には皆それ／＼その土地の老功なる人々を招待してその意見を聞き、又改良方法等について各自の意見を闘はして討論會を催すが如き、皆極めて有益な仕事である。實業に關する以外の教科でも研究團體を設けることが出来る。博物に關するも

の、郷土の地理歴史に關するもの、如きは最も出来易い種類であらう。これら研究團體は主としてその地方に存在する事物で、しかも實際これについて各自手分けをして調査するが如き事柄が最も適して居る。知識研究團體と言つても、純學術的のものよりはその地方を研究するものとした方が適當である。そして斯くの如き調査はその地方を知り、その地方を愛し、且つ後來の實生活に對して興味を有し、一層これを研究しようと思ふ考を有するに至るものである。勿論これは女子も加入することが宜しいが、又女子のみで家事研究會などを設けて、その地方の家庭の實際、食物の主なるもの、營養調理の方法、家庭生活の改善方法等について研究せしむるのである。尤もこれ等の會合の發達するとしなないとは、全く教員の指導宜しきを得ると得ないのと、その熱心の如何によるものであるは勿論であるが、若しこれらの活動が立派に成立したならば、それは普通の教授よりも遙に有効な成績を兒童の心理に植へつゝることが出来るであらう。

娛樂團體に屬するものとしてはアメリカの多くの學校に行はれて居る音樂團體即グレー・クラブ・オーケストラ、クラブの如きものである。或は學校劇團の如きも可なりに行はれるであらう。又運動團體としては運動部があつて各種の運動競技を行ふのである。

以上の如き研究若くは運動團體には又少からぬ弊害が伴ふものである。例へばこれらの仕事はやゝもすれば、多くの金銭を要するものがある所から、團體員の負擔が重くなると云ふ弊が伴ふものである。或は飲食其の他の弊の起ることもあらう。指導者としてはこれらの弊害の起ぬよう十分の注意を要する。

第八章 結論

以上私は我が高等小學校の改善について諸方面に涉りて私の意見を開陳した。しかしそれは何等の結論を抽出すべき歸納的方法でなく、むしろその反對に幾

つかの前提即ち原則を置き、この原則に照らして高等小學校の内容を各方面に涉り詳細に點檢して、その現状改善の要點を説述したものである。そして私の改善案の原則として採用したものは、

第一、高等小學校兒童の年齢は既に青年前期に入りたるを以て、これに適した教育法を取るべきこと

第二、青年期に適した教育の中心は教科擔任制度で、所謂中等教育に屬すること

第三、高等小學校の兒童は國民の大部分を含むこと

第四、高等小學校の兒童は大體に於て上級の學校に進入しないで、卒業後直に職業に従事し、或は家事を助くるものなるを以つて、その教育は生活の實際的方面に重きを置くべきこと

第五、生活の實際的方面に重きを置かんが爲には、これに對する興味を十分

に喚起するを以つて主とすべく、所謂職業準備教育時代 (Prevocational Education) と名づけらるべきもので、純然たる職業教育ではない。

上述の見地を以て、今日の高等小學校の實際を見れば、改善すべき各種の問題が非常に多く、或は全く從來の高等小學校の面目を一新しなければならぬ。改善と云ふよりも、革斷と言つた方がむしろ適當であると思ふ位である。然るに世人は高等小學校の改善を以て、唯單に實業科、就中工業科の加設を以てその主要な條項であるかの如く考へ、高等小學校改善に關する意見は皆この兩面に集中せられて居るようである。我々としては高等小學校問題はそんな局部的なものでなく、全體に、新たな考を以て見なければならぬと云ふ見地に立つて、この研究を試みたのである。

我々はこの研究をなすについては經費の問題には觸れなかつた。それは我々教育者としては教育上の立場を主とし、經費はこれに従つて支出しなければならぬ

いと考へたいからである。しかし實際に於ては、費用支出の問題は非常に困難なもので、教育上の要求とは殆ど正反對に立つて居ると言つても差支ない位である。従つて教育者の立場としては、むしろ經費問題には觸れないで、その學校の使命から立論して、これに要する費用の支出を講ずるを以て本旨とすべきである。費用の支出はその當局の事情如何によりて決定せらるべきもので、若し教育者の要求に應ずるだけの支出が出来ないとすれば、それは相應の教育しか出来ないのは當然のことである。唯教育者としてはその教育の立場から、これに要する經費の支出を要求するきは當然のことである。

高等小學校の研究を徹底的に進めて行かうとするには、更に進んで各教科の教授内容と、訓練の綱目にまで立入つて研究する所がなくてはならない。本書の研究の如きは唯その概論に過ぎない。他日私は機會を得てこの内容各部の研究

を仕遂げたいとは思ふが、今は唯、この概論のみに止めてこゝにこの研究の筆を
擱く。

高等小學校の研究(完)

高等小學校の研究

定價金貳圓七拾錢

譯者兼 野口 援 太 郎

印刷者 靈岸印刷所

東京市深川區靈岸町一五七番地

發行所 帝國教育會出版部

東京市外中野町中野三六三四

振替東京六八二八六

(次取大)
東京堂 益文堂 北隆館
東海堂 大東館 上田屋
柳原書店 川瀬書店 菊竹金文堂

版權
所有

大正十五年十一月三日印刷
大正十五年十一月十二日發行

帝國教育會
出版部

發行書目

カントの道德哲學	松永 材氏著	一圓三十錢	送料八錢
新カント實踐理性批判	松永 材氏譯 高井 篤氏譯	二圓二十錢	送料八錢
カント哲學への道	越川彌榮氏著	二圓二十錢	送料八錢
奮闘五十年	市川新松氏著	二圓二十錢	送料八錢
學校職員新恩給法解義	門田重雄氏著	二圓	送料八錢
精神科學派の哲學及教育學說	三浦藤作氏著	一圓五十錢	送料八錢
解明哲學概論	三浦藤作氏著	一圓五十錢	送料八錢
西洋哲學小史	三浦藤作氏著	一圓五十錢	送料八錢
倫理學研究者のために	三浦藤作氏著	一圓八十錢	送料八錢
エレン・ケイ	原田 實氏譯	一圓六十錢	送料八錢

附近の書店になければ發行所へ直接御申込下さい

發行所

東京市中野町中野三六三四
振替東京六八二八六

帝國教育會出版部

早稻田高等學院教授文學士 松永材氏著

カントの道德哲學

四六判百七十頁
定價一圓三十錢
送料八錢

難解なカントの道德哲學を最も明晰に叙述したるもの、最近に出たカント研究上の文献として永久に残る名著であります。カントの倫理學說を本書によつてはじめて徹底的に理解することを得たといつて居る人も尠なくない。本書の如きは既に學界に定評あるもの、徒らに多くの辭を列ねて紹介するまでもない。殘部僅少未だ本書を手にはせざる人々は至急購讀ありたし。附近の書店になければ、直接左記發行所へ申込まれたい。直に送附します。

目次

一、倫理學と實踐道德	六、命令性	三、目的
二、批判的方法	七、二元性	四、自由人格及び物件
三、道德と自然	八、無上命法と條件的命令	五、理性的信念
四、論理學と倫理學及先天性	九、義務	六、道德的感情
五、人格性(實踐理性)	一〇、自律と他律	七、靈の不滅と神の存在
	一一、行為	八、結論

發行所

東京市外中野町中野三六三四
振替東京六八二八六

帝國教育會出版部

三浦藤作氏著 「教育講座」 第二篇

四六列二百十頁
定價一圓五十錢
送料八錢

明解 哲學概論

哲學概論は其の数が、非常に多く出て居りますが、本書ほど、明瞭に哲學の全體に亘る諸問題を述べ盡したものはありません。従來の哲學概論は、どれを見てもわからないと云ふ嘆聲をよく聞きました。が、本書が出づるに及んで、またかくの如き嘆聲を發する必要はなくなりました。該博な研究に加へて、非常なる能文の人でなければ、斷じて出来ない名作であります。是非一讀を希望いたします。(附近の書店になければ直接發行所へ御申込下さい)

目次

第一章 序説	第二章 實在論(本體論)
一 哲學の意義	第一節 實在論とは何ぞや
二 哲學の性質	一 實在及び實在論の意義
三 哲學の心理的起原	二 形而上學の概念
四 哲學の歴史的起原	三 實在論の問題
五 哲學と他の文化	第二節 實在の本質
六 哲學と科學	一 一元論(唯物論・唯心論)
七 哲學と宗教	二 二元論
八 哲學と藝術	三 多元論
九 哲學と道德	第三節 實在の生成
十 哲學の内容	一 機械論
	二 目的論
	三 調和論
	第四節 實在の窮竟
	一 有神論(一神論・多神論)
	二 無神論
	第五節 價值論
	一 價值論とは何ぞや
	二 無神論
	三 樂天觀
	四 調和説

第一章 哲學の内容	第二章 實在論(本體論)
一 哲學概論の目的	第一節 實在論とは何ぞや
二 認識論	一 實在及び實在論の意義
三 認識論の性質	二 形而上學の概念
四 認識論の問題	三 實在論の問題
五 認識論の可能	第二節 實在の本質
六 獨斷論	一 一元論(唯物論・唯心論)
七 懷疑論	二 二元論
八 批的論	三 多元論
九 其の他の諸説	第三節 實在の生成
十 純理論	一 機械論
十一 經驗論	二 目的論
十二 批判論	三 調和論
十三 カント以後の諸説	第四節 實在の窮竟
十四 實在論の本質	一 有神論(一神論・多神論)
十五 觀念論	二 無神論
十六 現象論	第五節 價值論
	一 價值論とは何ぞや
	二 無神論
	三 樂天觀
	四 調和説

發行所 東京市、中野町、中野、三番 帝國教育會出版部
振替東京六八二八六

IT8784

第三章 佛國の經驗の移入 第一節 佛國の經驗の移入 第二節 佛國の經驗の移入	第二章 佛國の經驗の移入 第一節 佛國の經驗の移入 第二節 佛國の經驗の移入	第一章 佛國の經驗の移入 第一節 佛國の經驗の移入 第二節 佛國の經驗の移入	第四章 佛國の經驗の移入 第一節 佛國の經驗の移入 第二節 佛國の經驗の移入	第三章 佛國の經驗の移入 第一節 佛國の經驗の移入 第二節 佛國の經驗の移入	第二章 佛國の經驗の移入 第一節 佛國の經驗の移入 第二節 佛國の經驗の移入	第一章 佛國の經驗の移入 第一節 佛國の經驗の移入 第二節 佛國の經驗の移入	第五章 佛國の經驗の移入 第一節 佛國の經驗の移入 第二節 佛國の經驗の移入	第四章 佛國の經驗の移入 第一節 佛國の經驗の移入 第二節 佛國の經驗の移入	第三章 佛國の經驗の移入 第一節 佛國の經驗の移入 第二節 佛國の經驗の移入	第二章 佛國の經驗の移入 第一節 佛國の經驗の移入 第二節 佛國の經驗の移入	第一章 佛國の經驗の移入 第一節 佛國の經驗の移入 第二節 佛國の經驗の移入
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附近の書店に
直接申込下
さい

發行所

東京市、中野町、中野三丁目
振替（東京六八二八六〇）

帝國教育會出版部

終